

いずみおおつ 再生・未来プラン

～行財政改革のための85の取組～

平成19年2月

泉大津市

目 次

第1章 プラン策定の趣旨

1 プランの目的	1
2 プランの性格	2
3 プランの期間	2

第2章 財政再建のこれまでの取組

1 これまでの取組の経緯	3
2 これまでの取組の実績	4
3 これまでの取組の結果	9

第3章 さらなる改革の必要性

1 これまでの取組を基にした今後の財政見通し	13
2 本市行財政を取り巻く環境の変化	19
3 道半ばの改革	22

第4章 今後の行財政改革の基本方針

1 目標	23
2 取組の視点	24
3 取組の体系	25

第5章 行財政改革のさらなる取組

1 官・民の協力・協働による市民サービスの提供	27
(1) 保育所・幼稚園の民営化等の推進	
(2) 業務のアウトソーシングの推進	
(3) 市民との協働の推進	
2 市民本位の施策の構築と事業の再点検	32
(1) 市政への市民意見の反映・アカウンタビリティの向上	
(2) 行政評価システムの充実	
(3) 補助制度の再構築	
3 市民ニーズに応じた施設の再編・整備等	36
(1) 施設の再編等	
(2) 施設整備の抑制と緊急性を踏まえた対応	
4 e-ネット市役所の推進	38
(1) ITの活用等による市民サービスの向上	
(2) 業務管理システム等の導入	

5	自主財源の確保・充実	40
	(1) 市税等の徴収対策の強化	
	(2) 受益と負担の適正化	
	(3) 企業誘致の推進	
	(4) その他の自主財源確保の取組	
6	組織・職員の総合力の発揮	44
	(1) 人件費のさらなる削減	
	(2) 組織の効率化と機能強化	
	(3) 職員の資質とモラルの向上	
7	財政運営システムの改革	47
8	公営企業会計等に関する主な取組	49
9	地方の主体性を阻害する制度等への対応	51
10	さらなる取組後の収支見通し	52
第6章 プランの推進に向けて		
1	市の推進体制	55
2	プランの進行管理	55
むすび		56
(参考) プランの策定に当たって		
1	パブリックコメントの実施状況	57
2	泉大津市行政改革推進委員会の開催状況	57

※プラン記載の数値は単位未満を四捨五入しています。端数調整をしていないため、個々の数値の合計が記載の合計額と一致しない場合があります。なお、本文中の金額は百万円単位です。

第 1 章 プラン策定の趣旨

1 プランの目的

❖ 財政の再建と行財政構造の改革をめざして

本市の財政は、バブル経済崩壊後の長引く景気低迷の影響や公共事業に伴う公債費の増加などからしだいに悪化し、平成 10 年度に実質収支が赤字に転じるなど、極めて厳しい状況となりました。これを受け、平成 11 年度に「財政健全化計画」を策定し、さらに、平成 13 年度には「財政再建計画（案）」を、平成 14 年度には「第 2 次財政再建計画（案）」を策定し、計画に基づく様々な歳出削減や歳入確保の取組を行ってきたところです。

その経緯や実績等は次章のとおりですが、この間の取組の結果、平成 16、17 年度決算において実質収支の黒字を計上するまで回復し、一時の危機的状況からは脱することができました。

しかしながら、第 3 章で示すように、今後、過去の公共事業に伴う公債費や生活保護費等の扶助費のさらなる増加など、避けられない経費の増加要因などもあり、このまま推移すれば平成 19 年度以降の収支は再び悪化し、危機的な状況となることが確実です。

加えて、少子高齢化の進展や市民の行政に対する意識の変化、国が進める国・地方の財政健全化の動向など、本市を取り巻く環境の変化に対応し、限られた財源の中で最大限の行政効果上げるためには、仕事の仕方や施策のあり方そのものをもう一度、一から見直す必要があります。

そのため、このプランでは、今後予測される厳しい財政状況を克服するとともに、様々な社会環境の変化に柔軟に対応し、市民ニーズに的確に答え得る、強靱で柔軟な行財政体質を確立することを目的とします。

2 プランの性格

このプランは、主に普通会計における財政再建や行政改革の取組を示すものです。

プランの策定に当たっては、財政再建計画（案）（計画期間：平成13～17年度）や第2次財政再建計画（案）（計画期間：平成14～18年度）の成果や課題を踏まえるとともに、本市の他の計画との整合性を確保しています。

◆ 普通会計とは？

地方公共団体の会計のうち、公営事業会計（本市の場合、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計、駐車場事業特別会計、市街地再開発事業特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計、市立病院事業会計の8会計）以外の会計を一つにまとめ、会計間の繰入れ・繰出しの重複額を控除したものです。地方公共団体間の財政の比較が可能となるよう、全国統一的に用いられる統計上の会計区分です。本市の場合、一般会計（行政運営の基本的な経費を網羅した会計）に土地取得事業特別会計を加えたものがこれに当たります。

3 プランの期間

このプランは、平成19年度から5年間の財政状況等を見通した上で、平成19年度から21年度までの3年間の集中的な取組を定めるものです。

なお、プラン記載の取組では収支の改善が図られない場合など、特段の事情が生じた場合は、プランの見直しを行うことがあります。

第2章 財政再建のこれまでの取組

1 これまでの取組の経緯

◆ 準用財政再建団体転落の危機

バブル経済崩壊後の長引く景気の低迷等による市税収入の減少や公共事業に伴う公債費の増加などを背景に、本市の財政はしだいに悪化し、平成10年度には実質収支が赤字に転じるなど、非常に厳しい状況となりました。そのため、平成11年度には「財政健全化計画」を策定し、財政の建て直しに着手しましたが、平成13年度には実質収支の約37億円の赤字が見込まれ、準用財政再建団体転落の水準を超えることが必至の状況となりました。

準用財政再建団体になると、市の主体的な政策判断が制約され、国の関与の下に、税率の引き上げや使用料の値上げ、市独自の事業の廃止や見直しが求められるなど、福祉や教育など広範な市民サービスに多大な影響があります。

◆ 2次にわたる財政再建計画の策定

そのため、自主的な再建をめざすこととし、平成13年度には「財政再建計画（案）」を策定し、人件費の抑制や事務経費の節減など、準用財政再建団体への転落回避等、直面する課題への対応を行いました。

また、平成14年度には、大阪府の財政的支援を受けるとともに、平成18年度末において実質収支不足を解消することと、経常収支比率を5ポイント改善（平成12年度：101.6%⇒平成18年度：96.6%）することを数値目標とした「第2次財政再建計画（案）」（計画期間：平成14年度～18年度）を策定、その後毎年度、計画を見直し、様々な歳出削減や歳入確保などの取組を実施してきたところです。

◆ 準用財政再建団体とは？

実質収支の赤字が標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる税収等の経常一般財源の規模）の20%（本市の場合、平成17年度決算では約29.5億円）を超える場合に、地方財政再建促進特別措置法（昭和30年12月施行）の規定を準用し、総務大臣の同意を得て財政の再建に取り組む団体のことです。会社更生法の適用を受けて再建に取り組む企業に例えられます。平成13年度以降、同団体はありませんでしたが、平成19年3月に北海道夕張市が総務大臣の同意を得て、同団体となる予定です。

◆ 実質収支とは？

歳入総額から歳出総額を差し引いた決算額（形式収支）から翌年度に繰り越すべき財源を引いた額で、その年度の実質的な黒字・赤字を示すものです。

◆ 経常収支比率とは？

人件費、扶助費、公債費など、毎年度経常的に支出する経費に、市税や地方交付税など、用途を制限されない経常的な収入がどの程度充当されているかを示すものです。この割合が低いほど財政に弾力性があり、投資的な事業を行うなど柔軟な対応ができることとなります。この比率が70～80%の範囲にあるのが望ましいとされています。

2 これまでの取組の実績

✦ 追加の取組を含め6年間で約157億円の効果

平成13年度策定の財政再建計画（案）及び平成14年度策定の第2次財政再建計画（案）では、歳出削減や歳入確保のため、合計284の事務事業等の見直しを行うことを目標とし、その影響額（効果額）は一般財源ベースで約100億4,400万円になるとしていました。

平成13年度から18年度までの6年間、これらの計画に基づく見直しや追加の取組を行ってきた結果、合計269の取組で目標を達成し、その影響額は約156億6,200万円となる見込みです。この影響額は、計画の目標額を約56億1,800万円上回る額であり、本市の1年間の予算（平成18年度当初予算額：約254億8,900万円）の約61%に当たる額です。

◆取組項目別の影響見込額（H13～H18／一般財源ベース）◆

《歳出》

項目名	取組数	影響額（百万円）	構成比（％）
事務経費の節減	76	572	3.7
委託料の見直し	23	250	1.6
施設管理・運営費の見直し	7	218	1.4
特別会計等への繰出金の見直し	6	1,703	10.9
一部事務組合への負担金の見直し	2	1,049	6.7
その他	1	▲ 59	- 0.4
経常経費の抑制 合計	115	3,732	23.9
公共事業の見直し	6	2,028	12.9
建設投資の抑制 合計	6	2,028	12.9
補助金等の見直し	118	946	6.0
受益者負担の見直し	1	160	1.0
住民サービスの見直し 合計	119	1,107	7.0
給与制度の見直し	9	1,912	12.2
人事制度の見直し	3	5,651	36.1
民間委託の推進等 [※]	4	▲ 85	- 0.5
人件費の抑制 合計	16	7,479	47.8
歳出の見直し 総合計	256	14,346	91.6

※民間委託等による職員の削減に伴う影響額は、当該項目の影響額に含めず、「人事制度の見直し」の影響額に計上しています。

《歳入》

項目名	取組数	影響額（百万円）	構成比（％）
使用料・手数料等の見直し	7	494	3.2
受益と負担の適正化 合計	7	494	3.2
市税収入の確保	3	411	2.6
市有財産の有効活用と処分	2	353	2.3
その他	1	58	0.4
収入の確保 合計	6	822	5.2
歳入の見直し 総合計	13	1,316	8.4

《歳出・歳入合計》

項目名	取組数	影響額（百万円）	構成比（％）
歳出の見直し・歳入の見直し 総合計	269	15,662	100.0

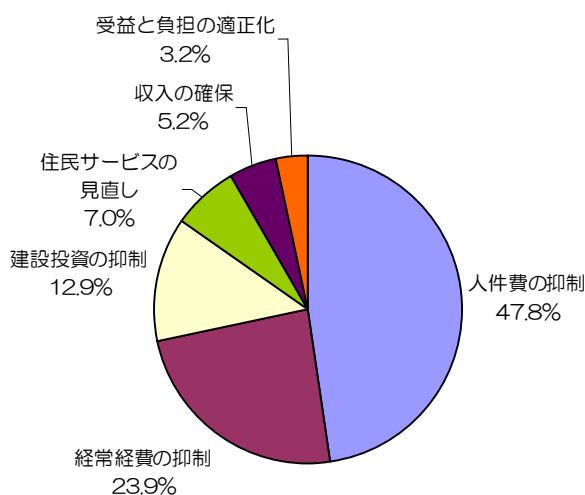
◆項目別の主な取組◆

項目名	主な取組
事務経費の節減	各種関係団体研修会経費の縮減、各種土木整備事業に係る事務経費の縮減、各種イベント・講座の廃止、事務室賃借料の縮減、職員被服貸与の見直し、行政委員・議員の視察旅費の廃止、職員旅費の見直し など
委託料の見直し	庁舎等清掃委託業務の見直し、一般家庭ごみ収集委託業務の見直し、道路維持委託業務の見直し、放置自転車指導・警告等委託業務の見直し など
施設管理・運営費の見直し	市民会館の市民との協働による運営、織編館収蔵品展等の休止、勤労青少年ホームの有効活用 など
特別会計等への繰出金の見直し	下水道事業特別会計、市立病院事業会計など各種特別会計等への繰出金の見直し
一部事務組合への負担金の見直し	泉北環境整備施設組合負担金の縮減、泉北水道企業団負担金の縮減
公共事業の見直し	南海中央線事業等各種投資的事業の抑制 など
補助金等の見直し	各種関係団体運営補助金の縮減、各種イベント助成金の廃止、各種産業振興補助金の縮減、各種見舞金・福祉金の廃止、敬老金の廃止、職員厚生会補助金の縮減 など
受益者負担の見直し	乳幼児医療費助成の見直し、保健事業住民検診の一部有料化
給与制度の見直し	7ページ参照
人事制度の見直し	職員数の縮減、勸奨退職制度の見直し
民間委託の推進等	小学校の給食調理業務の委託化、市営葬儀業務の委託化 など
使用料・手数料等の見直し	粗大ごみ収集の有料化、保育所保育料・延長保育料及び公立幼稚園保育料の見直し、体育施設等使用料の見直し など
市税収入の確保	企業誘致の促進による税収の確保、前納報奨金の廃止、税減免制度の見直し
市有財産の有効活用と処分	市有地の売却、保有株式の売却

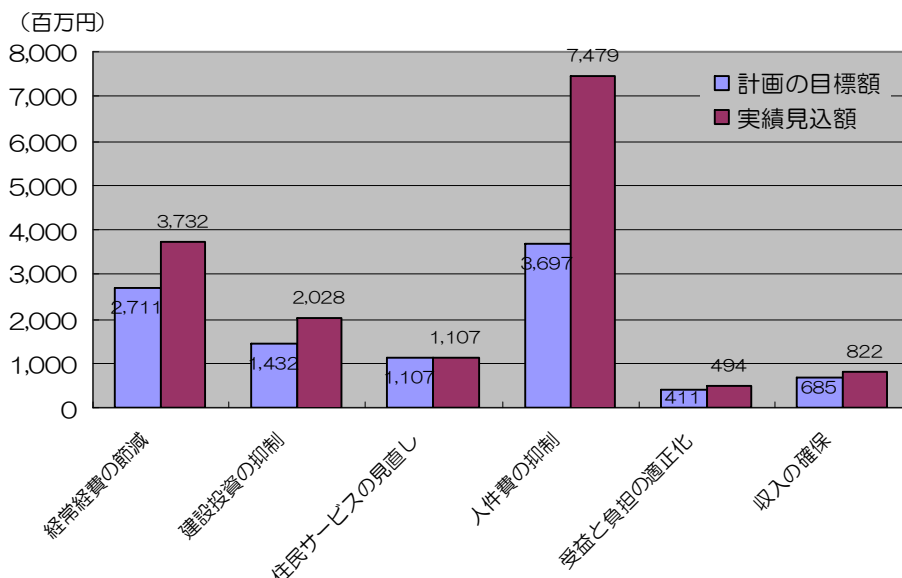
項目別の影響額では、人件費の抑制が最も多く約 74 億 7,900 万円で、全体の約 47.8% となる見込みです。次いで、経常経費の抑制が約 37 億 3,200 万円（約 23.9%）、建設投資の抑制が約 20 億 2,800 万円（約 12.9%）、住民サービスの見直しが約 11 億 700 万円（約 7.0%）と続きます。

人件費の抑制や経常経費の抑制については、計画の目標額を大幅に上回る実績見込額となっていますが、これは毎年度、当初の計画で予測した以上に実質収支の赤字が見込まれたことから、収支の改善を図るため、一層の給与の削減や職員数の縮減、一部事務組合への負担金の縮減などに取り組んできた結果です。

◆影響見込額の取組項目別の割合◆



◆計画の目標額と実績見込額の比較◆



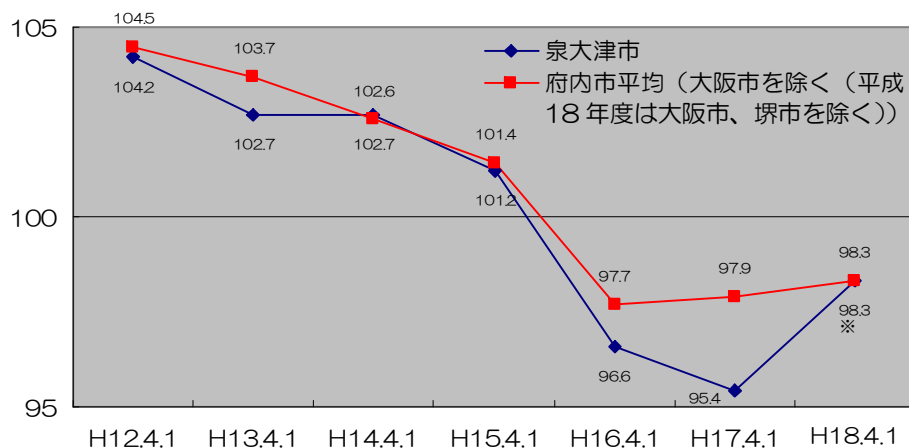
◆ 市独自の給与削減と職員数の縮減などで人件費を大幅に削減

人件費については、平成 12 年度以降、下表で示したとおり多くの市独自の給与削減策を講じてきました。その結果、ラスパイレス指数は低減し、平成 16 年度以降 100 を大きく下回って推移しています。

◆市独自の主な給与削減策◆

削減策	期間
昇給の 12 月延伸	平成 12 年度～
給料の 2%削減	平成 15～17 年度
期末手当の削減 (0.55 月分)	平成 13・14 年度
期末手当の役職加算の凍結	平成 14～17 年度
管理職手当の削減	平成 12～18 年度
特殊勤務手当の凍結・一部廃止等	平成 14 年 1 月～
退職手当に係る特別昇給の見直し・廃止	平成 14 年度～
特別職等の給与の各種削減	平成 11 年 7 月～

◆ラスパイレス指数の推移◆



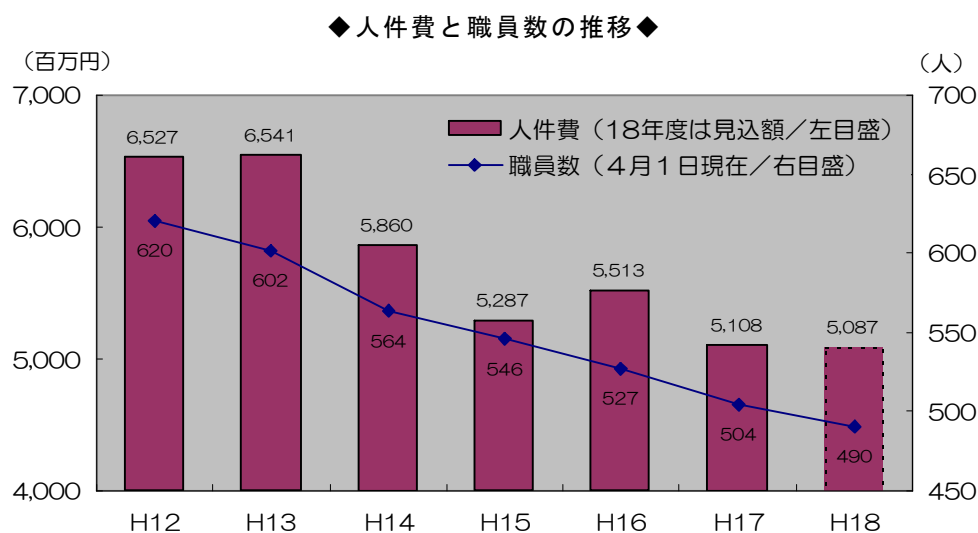
※本市の場合、平成 18 年度の給与制度の改革 (調整手当 (給料等の 10%) の廃止と地域手当 (同 6%) の新設) により給与を削減していますが、このことはラスパイレス指数に反映されていません。

◆ ラスパイレス指数とは？

国家公務員と地方公務員の給料額を比較する指数のことで、国家公務員の給料額を 100 とした場合の地方公務員の給料額を表します。職員構成を学歴、経験年数により区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一であると仮定し算出します。

また、事務執行の効率化を図ることなどにより職員数の縮減にも努め、平成12年4月1日現在で620人であった職員（病院、上下水道等の公営事業会計部門を除く）を6年間で130人（21.0%）減らし、平成18年4月1日現在で490人となりました。人口1,000人当たりの職員数は6.4人で、大阪市及び堺市を除く府内31市中8番目に少ない人数です。

こうした取組の結果、これらの職員の人件費は、平成12年度に約65億2,700万円であったものが18年度には約50億8,700万円となり、約14億4,000万円（22.1%）削減できる見込みです。



※人件費は、グラフに示した職員数（正職員数）に対応する額であり、人件費総額ではありません。
 ※人件費が平成16年度に一時的に増加しているのは、退職者の増加に伴う退職手当の増によるものです。

3 これまでの取組の結果

✦ 計画の目標は達成する見込み

これまでの取組によって計画を上回る影響額を確保したことから、実質収支は、平成12年度決算において約21億6,900万円の赤字であったものが、17年度には約7,900万円の黒字となりました。また、経常収支比率は、平成12年度に101.6%であったものが、17年度には95.7%（修正経常収支比率^{*}は93.5%）となり、5.9ポイント（同8.1ポイント）改善しました。

第2次財政再建計画の数値目標である18年度決算における実質収支の黒字化と経常収支比率の5ポイント改善（修正経常収支比率で96.6%以下）は達成できる見込みであり、これまでの取組はおおむね順調に推移しています。

なお、収支の改善には、これまで示した取組以外にも、老朽化した施設の整備や耐震改修など、いずれ実施しなければならない事業をやむを得ず見送ってきたことが大きく寄与しています。

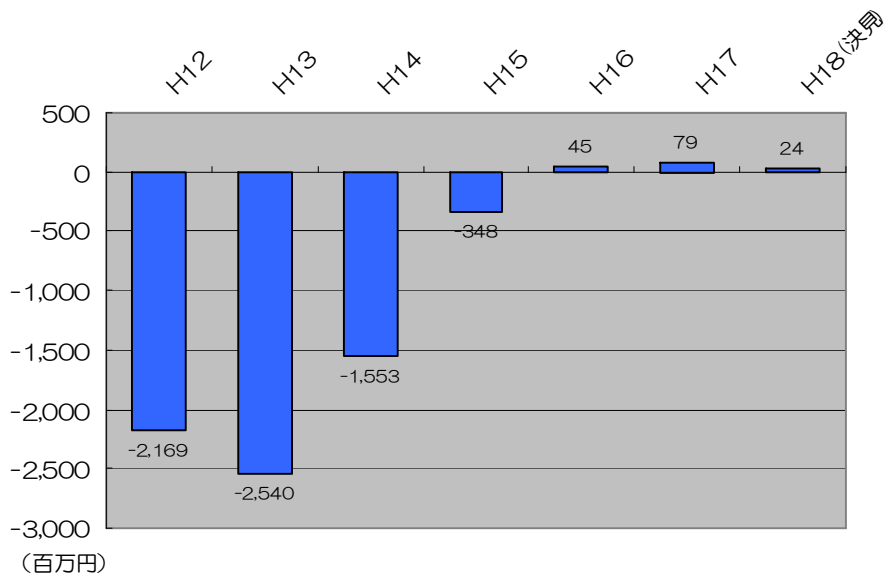
※修正経常収支比率とは、国による市町村税や地方交付税などの一般財源の縮減措置により経常収支比率が影響を受けることを考慮し、大阪府が経常収支比率に修正を加えたものです。大阪府が財政健全化に取り組む市町村に財政的支援を行うに当たって定めた経常収支比率の低減目標に適用されます。

◆決算の推移◆

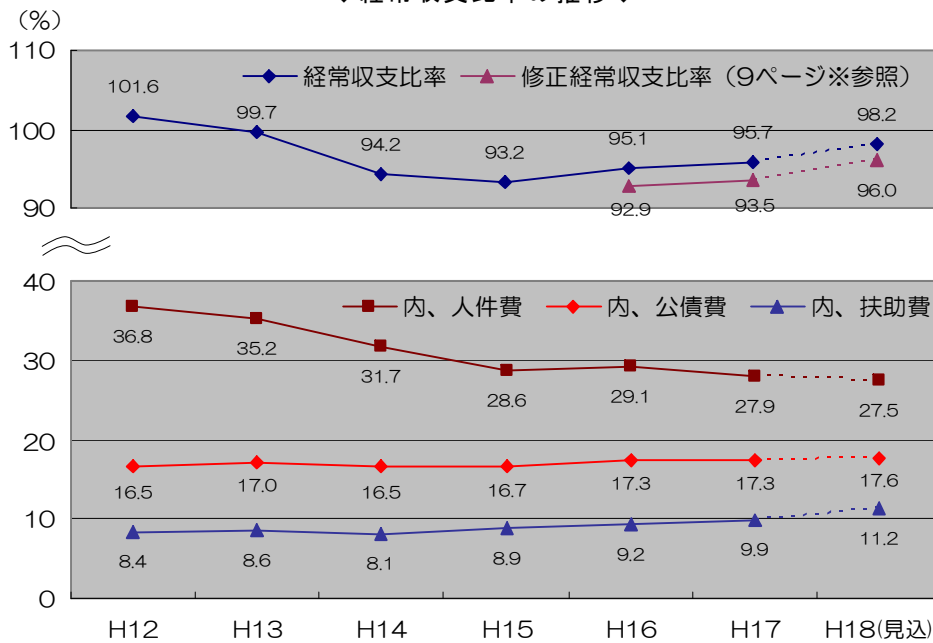
（単位：百万円）

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度 (決算見込)
市税	11,879	11,848	11,664	11,332	11,017	10,986	10,806
地方交付税	3,784	3,521	3,627	3,295	3,334	3,436	3,638
地方譲与税・交付金	1,829	1,870	1,496	1,535	1,783	1,881	2,064
国庫支出金	2,178	2,398	2,535	2,910	3,059	3,451	2,908
府支出金	2,587	1,895	1,443	1,329	1,441	1,821	1,759
市債	2,149	2,359	2,830	3,131	1,818	2,423	2,874
その他	1,638	1,927	1,795	1,251	1,836	1,624	2,056
歳入合計	26,044	25,818	25,390	24,783	24,288	25,622	26,105
人件費	6,842	6,889	6,187	5,666	5,880	5,514	5,458
扶助費	3,530	3,740	3,985	4,510	4,835	4,997	5,229
公債費	2,607	2,729	2,662	2,743	2,774	2,784	2,868
物件費	2,398	2,335	2,157	2,132	2,163	2,211	2,335
維持補修費	120	115	89	102	114	131	130
補助費等	2,803	2,638	2,368	2,405	2,566	2,745	2,903
投資的経費	4,610	3,684	3,451	2,201	1,446	3,192	3,352
繰出金	3,051	3,170	3,403	3,774	3,423	3,814	3,760
積立金・貸付金	739	889	101	45	658	200	125
歳出合計	26,700	26,189	24,403	23,578	23,859	25,588	26,160
単年度収支	▲ 656	▲ 371	987	1,205	429	34	▲ 55
翌年度繰越額	0	0	0	0	▲ 36	0	0
実質収支	▲ 2,169	▲ 2,540	▲ 1,553	▲ 348	45	79	24

◆ 実質収支の推移 ◆



◆ 経常収支比率の推移 ◆



※平成 13 年度以降は、減税補てん債、臨時財政対策債の収入を経常一般財源に含めて算定しています。

◆ 依然として硬直的な財政構造

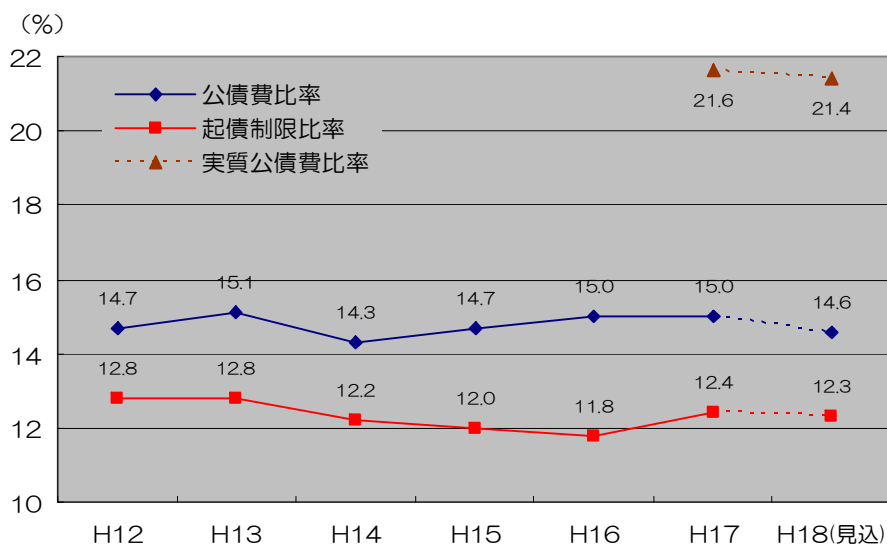
先に示したとおり、経常収支比率は低減したものの、平成 17 年度で 95.7% と依然として高率であり、また、平成 15 年度以降、上昇傾向にあります。これは、市税等の経常的な収入の大半が、人件費や公債費等の経常的な支出に充当されることを示しており、こうした財政構造では、市民ニーズに応じた柔軟な施策展開を図ることや、臨時の財政需要に対応することは困難です。

経常収支比率の内、人件費に係る数値は、平成 12 年度に 36.8%であったものが 17 年度には 27.9%となり、8.9%の大幅な低減が図られる一方、扶助費に係る数値は、8.4%から 9.9%と 1.5%上昇しました。人件費については、職員の給与の削減や職員数の縮減の効果が現れている一方、扶助費については、生活保護世帯の増加や児童手当の対象者の拡大などが大きく影響しています。

公債費に関しては、公債費比率が、平成 12 年度に 14.7%であったものが 17 年度には 15.0%となっており、改善の傾向が見られません。また、平成 17 年度の実質公債費比率は 21.6%です。この指標は、平成 18 年度に地方債の発行が許可制から協議制に移行したことに併せ新たに設けられました。本市の比率は、協議制移行後も許可が必要となる 18%を上回る高率であり、過去の建設事業に伴う公債費負担等が大きいことを示しています。

こうしたことから、これまでの取組によって実質収支の改善が図られるなど、財政再建は着実に進んでいますが、財政構造の弾力が回復するまでには至っていません。

◆ 公債費に係る指標の推移 ◆



◆ 公債費比率とは？

公債費に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合で、この割合が低いほど財政の弾力性があることを示します。この比率が10%を超えないことが望ましいとされています。

◆ 起債制限比率とは？

地方債の制限許可に係る指数で、過去3か年の平均値を用います。この比率が20%以上の地方公共団体は、原則として、一般単独事業などに係る地方債の発行が制限されていました。（ただし、平成18年度から、起債の許可制が廃止され協議制に移行したことに伴い、新たな指標として実質公債費比率が設けられています。）

◆ 実質公債費比率とは？

起債制限比率の算定対象である公債費に、公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出しや、PFIや一部事務組合の公債費への負担金など、公債費類似の経費を加えた新たな指標です。平成18年度に地方債の発行が許可制から協議制に移行した後においても、この指標が18%以上の地方公共団体は許可が必要になり、25%以上の団体は、単独事業に係る地方債の発行が制限されます。

第3章 さらなる改革の必要性

1 これまでの取組を基にした今後の財政見通し

前章で示したように、これまでの取組によって、平成 16、17 年度決算において実質収支の黒字を計上するなど、財政状況は好転してきました。しかし、財政構造はなお硬直的であり、依然として財政に余力はありません。

今後の財政状況はどのように推移していくのでしょうか。これまでの取組を継続するとして、それぞれの収入・支出の今後の推移を次のように推計し、今後5年間の財政状況を予測しました。

◆ 市税：市税収入は微増の見通し

景気が回復基調にあることから、個人市民税、法人市民税については、増加するものと推計しました。また、平成 18 年度の税制改正による所得税から個人住民税への税源移譲等及び条例改正による法人市民税の標準税率から制限税率への引き上げに伴う影響額（増加額）を加味しています。一方、固定資産税、都市計画税は、平成 18 年度、21 年度の固定資産評価替えにより減少するものと推計しました。

これらのことから、年度による増減はあるものの、市税全体としては微増で推移する見込みです。

◆今後の市税収入の見通し◆

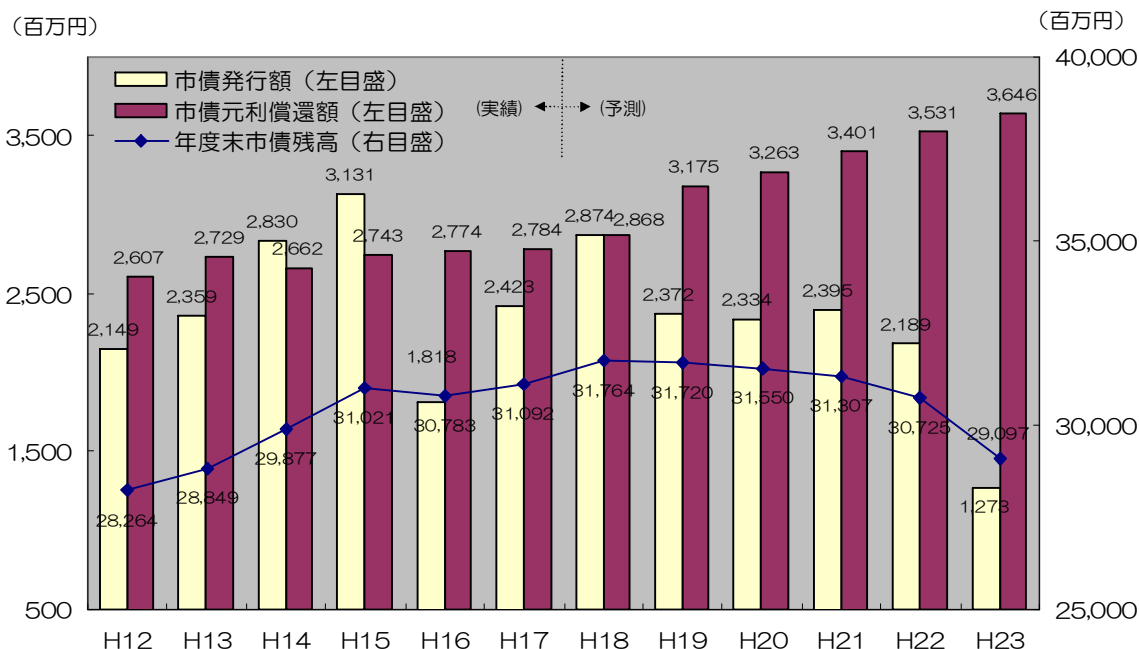
(単位：百万円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
個人市民税	2,965	3,898	3,939	3,981	3,991	4,001
法人市民税	936	1,006	1,123	1,154	1,186	1,218
固定資産税	5,104	5,099	5,113	4,978	5,014	5,053
都市計画税	970	973	981	956	969	982
その他の税	831	827	814	811	808	810
合計	10,806	11,803	11,970	11,880	11,968	12,064

◆ 公債費：過去の市債発行が将来の財政を圧迫

これまでの市債発行額及び今後の発行見込額を基に推計しました。市債残高は平成17年度末現在で約310億9,200万円であり、これは本市の1年間の予算を60億円近く上回る莫大な額です。その償還額（公債費）は平成19年度で約31億7,500万円となり、その後増え続け、23年度には約36億4,600万円となる見込みです。

◆市債償還額等の推移◆



◆ 市債とは？

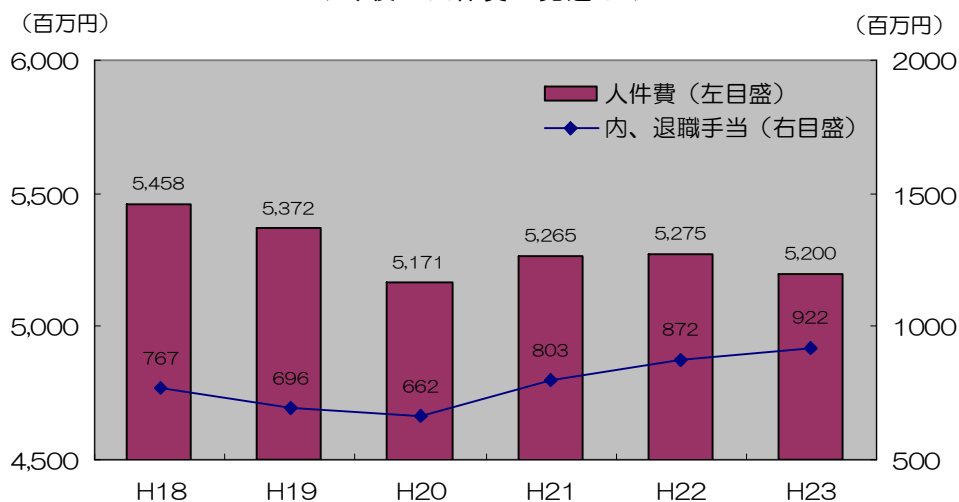
道路、住宅、学校の整備など多額の経費を要する建設事業で、その効果が後年度に及びものなどの財源に充てるため、国や金融機関などから長期にわたって借り入れる資金のことです。こうした建設事業に充てられる市債の他に、経常経費に充てられる減税補てん債や地方交付税財源の不足を補てんするための臨時財政対策債などがあります。

建設された施設等は後年の世代も利用することから、市債の発行は、建設費の世代間の公平性を確保するという意味合いがあります。しかし、市債残高が多くなると、後年度の公債費負担が重くなり、財政の自由度が小さくなります。

⊕ 人件費：退職手当の増加により人件費の減少は小幅

人件費については、前章で示したように、市独自の給与削減や職員数の縮減を図ってきたことなどにより、これまで大幅に削減してきました。しかし、今後、いわゆる団塊の世代の大量退職の時期を迎え、退職手当が増加することは避けられません。そのため、これまでの給与削減策を継続しても、人件費の減少は小幅に止まる見込みです。

◆今後の人件費の見通し◆



⊕ 扶助費：生活保護費などの増加により一貫して増加する見通し

高齢者人口が増加することなどから、生活保護費や老人福祉関係費（老人医療費等）が増加すると推計しました。児童福祉関係費（児童手当等）は児童人口の減少などを基に推計しました。扶助費全体では毎年度増加し、平成 23 年度には、平成 17 年度（約 49 億 9,700 万円）と比べ約 4 億円増加する見込みです。

⊕ その他の収入・支出の見通し

《歳入》

- 地方交付税：平成 18 年度の算定を基に推計しました。
- 地方譲与税・交付金：これまでの決算から、廃止される地方特例交付金と所得譲与税（所得税から個人住民税への税源移譲までの暫定措置）を控除した額を基に推計しました。
- 国庫支出金：国庫支出金と連動する歳出見込額を基に推計しました。
- 府支出金：府支出金と連動する歳出見込額を基に推計しました。
- 市債：主な投資的事業に係る公共事業債及び臨時財政対策債について推計しました。
- その他：これまでの決算を基に推計しました。

《歳出》

- ・ 物件費：これまでの決算を基に、微増と推計しました。
- ・ 維持補修費：これまでの決算を基に、ほぼ同額で推移すると推計しました。
- ・ 補助費等：これまでの決算を基に、ほぼ同額で推移すると推計しました。
- ・ 投資的経費：毎年度、通常要する投資的経費に、主要事業の年度ごとの変動や一定の新規事業に見合う事業費を加算しました。
- ・ 繰出金：繰出先の各会計の計画を基に推計しました。
- ・ 積立金・貸付金：これまでの決算を基に推計しました。

❖ 25 億円を超える大幅な実質収支の赤字見通し

以上の推計の結果、前計画のまま推移した場合の収支見通しは下表のとおりとなります。

今後数年間は、公債費や扶助費の増加といった不可避な要因もあり、財政状況は再び悪化し、平成 23 年度には実質収支の赤字が 25 億円を超え、準用財政再建団体転落のボーダーラインである約 30 億円に近づく危機的な状況となる見通しです。

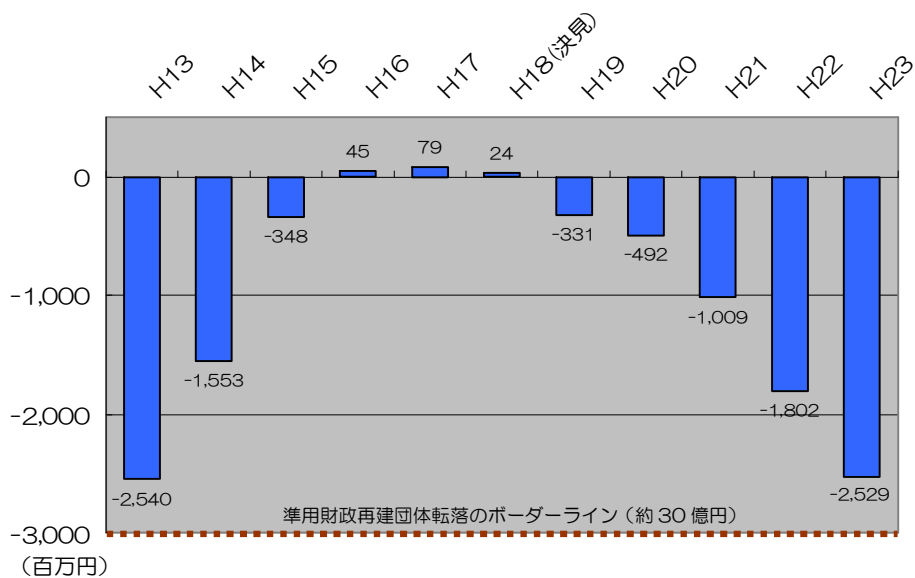
◆これまでの取組を基にした今後の収支見通し◆

※この収支見通しは、上記の諸条件の下に推計したもので、実際の収支と一致するものではありません。また、「歳出・歳入一体改革」（19 ページ参照）等による今後の制度改正によっても収支は変動します。これまでの取組の成果を検証し、今後の行財政改革のあり方を検討する上で参考とするため、大まかな目安として示したものです。

(単位：百万円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
市税	10,806	11,803	11,970	11,880	11,968	12,064
地方交付税	3,638	3,663	3,701	3,774	3,785	3,789
地方譲与税・交付金	2,064	1,317	1,317	1,317	1,317	1,317
国庫支出金	2,908	2,962	3,092	3,441	2,990	3,060
府支出金	1,759	1,415	1,558	1,156	1,203	1,176
市債	2,874	2,372	2,334	2,395	2,189	1,273
その他	2,056	2,182	1,976	1,891	995	1,001
歳入合計	26,105	25,714	25,948	25,854	24,447	23,680
人件費	5,458	5,372	5,171	5,265	5,275	5,200
扶助費	5,229	5,281	5,327	5,339	5,351	5,362
公債費	2,868	3,175	3,263	3,401	3,531	3,646
物件費	2,335	2,340	2,352	2,361	2,368	2,373
維持補修費	130	130	131	131	132	132
補助費等	2,903	2,784	2,673	2,689	2,679	2,639
投資的経費	3,352	2,487	2,860	3,198	2,181	1,128
繰出金	3,760	3,933	3,871	3,796	3,703	3,902
積立金・貸付金	125	567	461	191	20	25
歳出合計	26,160	26,069	26,109	26,371	25,240	24,407
単年度収支	▲ 55	▲ 355	▲ 161	▲ 517	▲ 793	▲ 727
実質収支 A	24	▲ 331	▲ 492	▲ 1,009	▲ 1,802	▲ 2,529

◆ 実質収支の実績と今後の見通し ◆

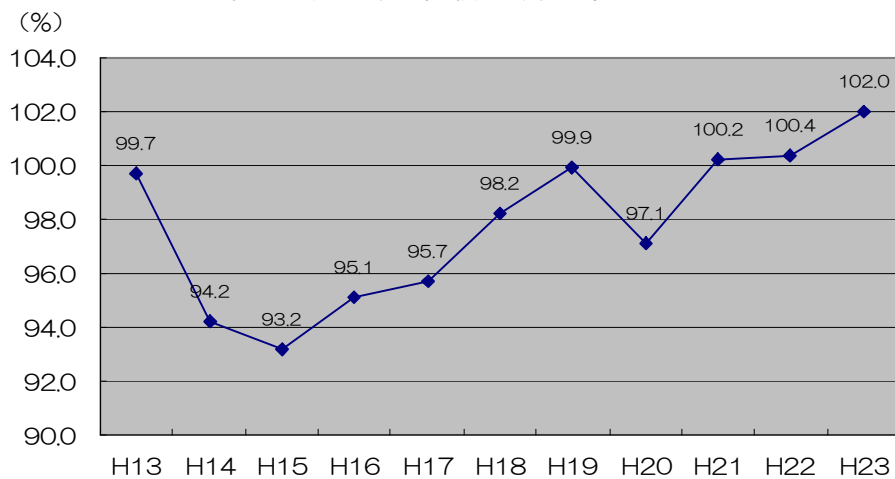


⊕ 財政構造の硬直化が進行する見通し

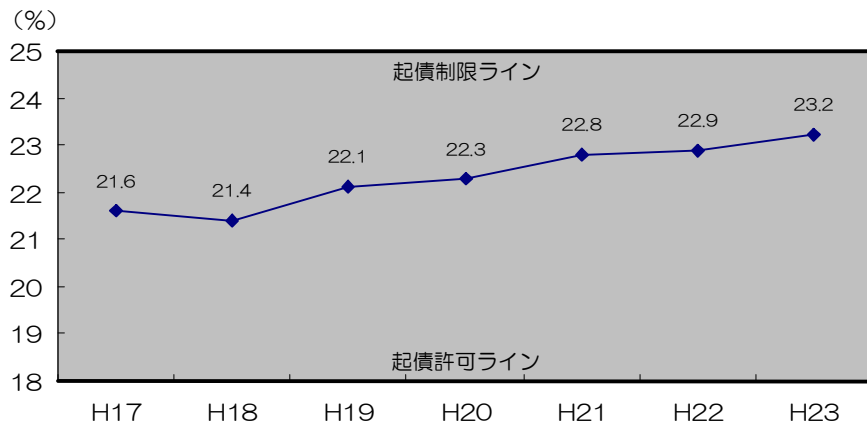
また、前ページの収支見通しなどを基に推計した経常収支比率と実質公債費比率の推移は下のグラフのとおりとなります。

先に示したように、公債費や扶助費の増加が避けられないことなどから両比率は上昇し、財政構造の硬直化が進行する見通しです。

◆ 経常収支比率の実績と今後の見通し ◆



◆実質公債費比率の実績と今後の見通し◆



2 本市行財政を取り巻く環境の変化

国が進める財政再建等の動向や社会環境の変化などは、危機的な状況にある本市の行財政運営にも大きな影響を及ぼします。

◆ 分権型社会への転換

国を中心とした中央集権的な行政システムのもと、全国くまなく一定水準の行政サービスがほぼ提供されるようになった今日、地域の実情を踏まえ、特性を活かした社会づくりができる行政システム、社会システムへの転換の必要性が提唱されています。「分権型社会」への転換です。

日本全体が成長・拡大を続けてきた時代は過去のものとなり、少子高齢化と人口減少の時代を迎えています。総じて言えば、これまでと同じ住民負担のもと、あらゆる分野にわたって均一で手厚い行政サービスを行っていても、行政そのものが破綻してしまいます。持続可能で活力のある社会を築いていくためにも、市町村をはじめ地域における創意工夫が求められています。

◆ 「歳出・歳入一体改革」の動向

平成 18 年 7 月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（骨太の方針 2006）では、国・地方の財政健全化への取組として、「歳出・歳入一体改革」が示されました。

地方財政に関しては、地方交付税について、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう必要な措置を講じつつも、算定の簡素化を図るなどの見直しを行うことが示されています。また、地方分権関係法令の一括した見直しなどにより、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国庫補助負担金の廃止・縮小等を図ることが示されています。こうした地方交付税、国庫補助負担金の見直しと併せ、税源移譲を含めた税源配分の見直しを行うなど、一体的な検討を図ることや、生活保護などの社会保障制度の改革、税制改革など、地方財政に関わる多くの改革が位置づけられています。加えて、再建法制等を適切に見直すことが示されています。

これらの改革は今後、具体化されることとなりますが、いずれも本市行財政に非常に大きな影響があります。

◆ 地方交付税とは？

全国のすべての市町村・都道府県で一定水準以上の行政サービスが提供できるよう、所得税などの国税を財源として、国が市町村・都道府県の財政状況に応じて交付する資金のことです。地方交付税は、本来地方公共団体の税収入とすべきところですが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての団体の財源を保障するという見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の基準に基づき再配分するものであり、地方公共団体共有の固有財源です。

◆ 再建法制等の見直しとは？

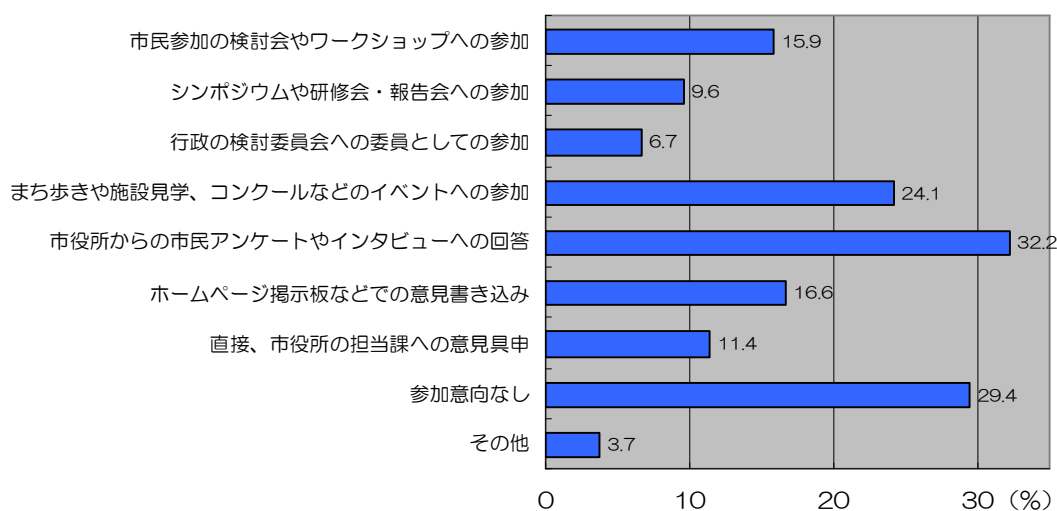
現行の準用再建制度（3 ページ用語解説参照）に代わる新しい地方財政再生制度を整備することを言います。総務省の研究会報告書（平成 18 年 12 月）では、新たな財政指標の導入や早期是正スキーム・再生スキームの 2 段階の仕組みなどが提言されています。今後、提言を踏まえ、法制化や具体的な制度設計が行われる予定です。

◆ 市民活動の広がり

防犯や高齢者の見守り、青少年の育成など、地域の多種多様な課題に対しては、行政のみならず市民や自治会、NPO、社会福祉法人など、様々な個人・団体がそれぞれの立場で活動しており、その範囲も少しずつ広がってきています。

また、市民の行政に対する意識にも変化が見られます。行政への関心が高まるにつれて、様々な情報をもっと詳しく知りたいといった要求や、自分たち自身が行政に関わりたいという意識も徐々に芽生えつつあります。

◆ まちづくりの構想や計画策定における市民参画の意向 ◆



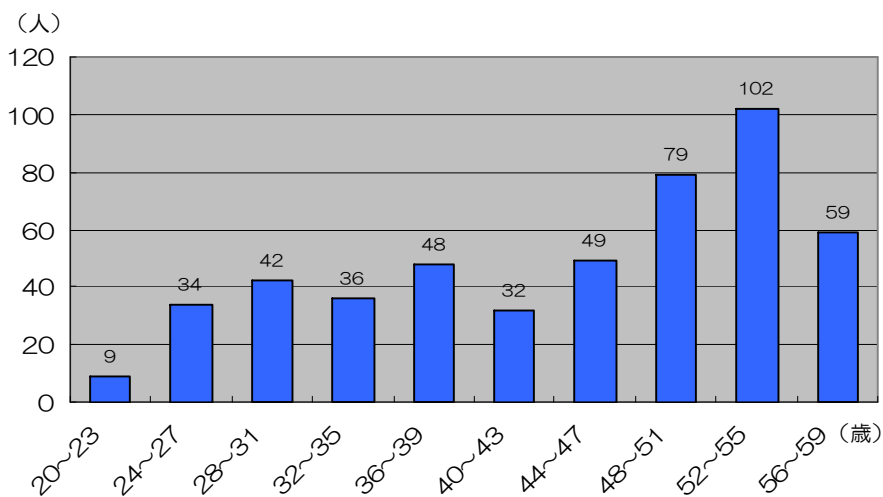
※本市「泉大津市のまちづくりに関する市民アンケート調査」（平成 17 年 5 月）による

◆ 市の業務量の増加等

市民が求めるニーズが多様化しており、また、少しずつではあるものの地方分権による権限委譲が行われてきたことによって、市が実施しなければならない業務の種類や量が増加しています。職員数を縮減してきた中でこれらの業務を円滑に遂行するため、職員の資質向上と効率的な業務執行の必要性がますます高まっています。

また、今後5年ほどの間に、いわゆる団塊の世代の職員の退職時期を迎えます。知識・経験を有する職員が短期間に大量に退職することでその後の業務に支障をきたすことのないよう、職員間の知識やノウハウの継承を円滑に行っておく必要があります。

◆ 職員の年齢構成（一般行政部門／H18. 4. 1現在） ◆



3 道半ばの改革

16～18 ページで示したとおり、本市の財政は、このまま推移すれば再び危機的な状況になることが確実です。前章で示したように、これまでの取組は一定の成果があったものの、財政再建はなお道半ばです。これまで実施してきた取組を基本的に継承するとともに、徹底した歳出削減と一層の歳入確保のためのさらなる対策を講じなければなりません。

また、そうした財政力強化のための取組に加え、社会環境の変化など今後予測される様々な変化を的確に見極め、限られた財源を有効に活用し、多様な市民ニーズに機敏に対応していくためには、公民の役割分担や市の施設運営のあり方、業務の仕方や組織のあり方など、行財政の仕組みそのものを抜本的に見直すことが必要です。

第4章 今後の行財政改革の基本方針

前章において、さらなる改革の必要性を示しました。今後予測される極めて厳しい財政状況を克服することは市政の最重要課題ですが、そうした差し迫った課題を乗り切ることには止まらず、未来を見据え、市の再生の姿を描き出すことができるよう、その基盤づくりをしなければなりません。

1 目標

❖ 財政力の強化について

実質収支の大幅な赤字が予測されることから、収支の改善を図ることを最優先の目標とするとともに、健全な財政運営への道筋をつけるため、財政構造の弾力性の向上や将来にわたる財政負担軽減の視点を踏まえ、目標を設定しました。

① 実質収支：各年度において黒字を確保する。

※実質収支の実績と今後の見通しは 16、17 ページに示しています。(用語解説：3 ページ)

② 経常収支比率：当面、100%未満とする。

(将来的には 90%未満をめざす。)

※経常収支比率の実績と今後の見通しは 17 ページに示しています。(用語解説：3 ページ)

③ 実質公債費比率：当面、25%（起債制限ライン）未満とする。

(将来的には 18%（起債許可ライン）未満をめざす。)

※実質公債費比率の実績と今後の見通しは 18 ページに示しています。(用語解説：12 ページ)

《経常収支比率・実質公債費比率の目標値について》

14、15 ページに示したように、過去に大量の市債を発行してきたことにより、新たな起債を抑制したとしても、今後、その償還額（公債費）が増加することは避けられません。また、高齢者人口の増加などにより扶助費も増加する見通しです。これに伴い、17、18 ページに示したように、当分の間、経常収支比率と実質公債費比率の上昇を回避することは困難です。そのため、将来的には、これらの比率の低減を図ることをめざしますが、当分の間、上記の数値未満となるよう抑制を図ります。

❖ 行財政構造の改革について

④ 限られた財源や物的資産、人材を有効に活用し、時代に合った行政サービスを的確かつ継続的に提供することができるよう、効率的・効果的で持続可能な行財政構造の構築をめざす。

2 取組の視点

上記の目標を達成するため、さらなる改革に次のような視点で取り組みます。

■ 既成の枠にとらわれない主体的な改革

分権型社会の実現に向け、市町村は、自己決定・自己責任のもと、主体的な行政運営を行っていかねばなりません。あらゆる施策や業務について、既存の制度や既成の枠にとらわれずゼロベースで再点検するとともに、自らの判断で創意工夫をもって対応します。

■ 施策や業務のあり方に踏み込んだ構造的な改革

持続可能な行財政構造を構築するためには、施策や業務に要する経費を削減するといった取組のみでは限界があります。個々の施策や業務が本当に必要かどうか、必要だとしてもどういう手法で実施すべきかといった、あり方そのものに踏み込んだ見直しを行います。

■ 将来的な効果も踏まえた改革

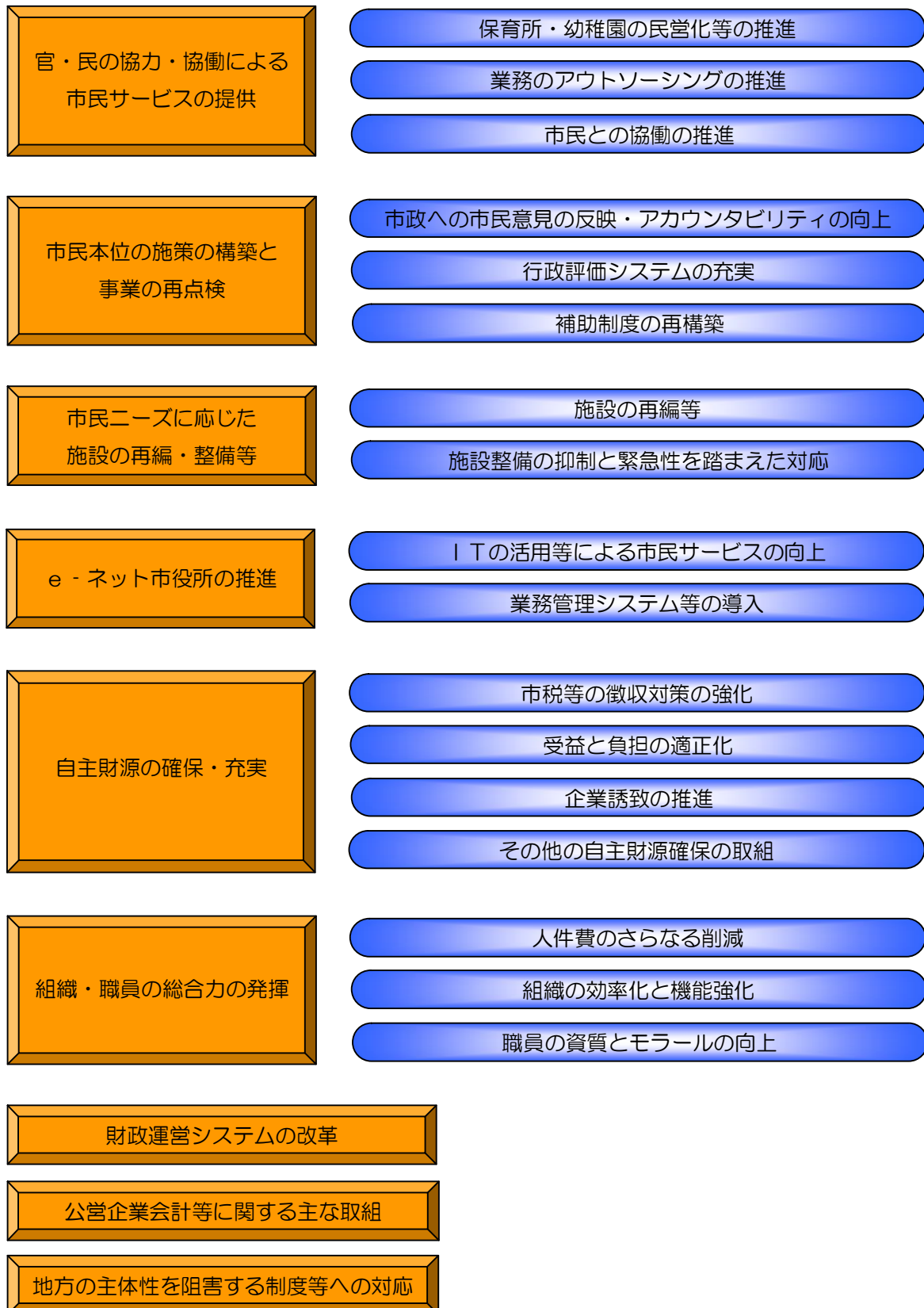
構造改革の取組の中には、これまでの仕組みを見直しても直ちに財政的効果が現れないものや、新たな仕組みを創設しなければならないことから、一時的に歳出が増加するものもあります。しかし、こうした取組についても、将来の財政的効果や市民サービス向上の観点を踏まえ対応します。

■ 市民とともに取り組む改革

行財政改革は、市役所改革であると同時に、地域社会や市民生活のあり方の改革に他なりません。どういう施策に焦点を当て、どのように改革するのか、市の職員のみが考え、判断するのではなく、市民の参画を得て、共に考え、共に行動することで、新たな改革に取り組みます。

3 取組の体系

次章で示す「行財政改革のさらなる取組」の体系は以下のとおりです。





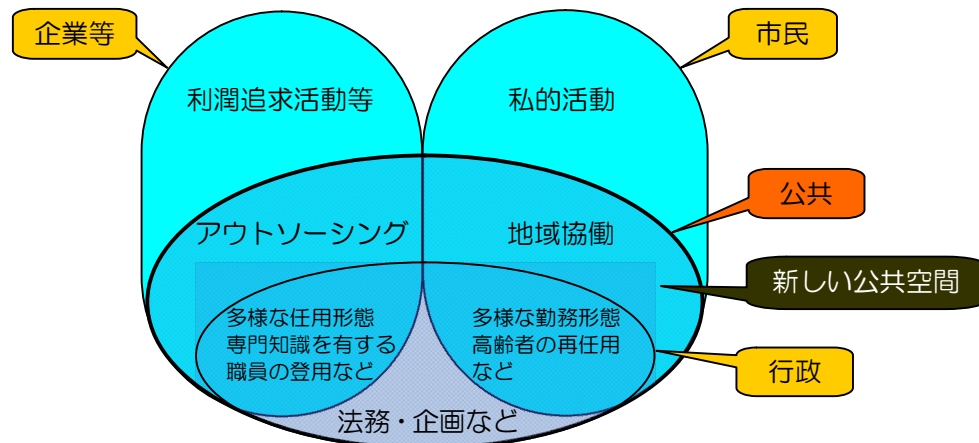
第5章 行財政改革のさらなる取組

前章で示した目標を達成するため、これまでの取組に加え、さらなる行財政改革を計画期間内に集中的に実行します。

1 官・民の協力・協働による市民サービスの提供

市民ニーズが多様化・個別化する中で、市民や企業などの「民」には、公共サービスの受け手であると同時に、その担い手としての役割が期待されます。現在、地域社会の様々な場面で、多くの市民や団体が自主的な活動を行っています。こうした「民」を「新たな公」と捉えた上で、その主体性を尊重しつつ、対等なパートナーとして協力・協働し「公共」を担う、新たな市民サービス提供手法の推進を図ります。

◆「公共」の担い手の多元化のイメージ◆



※「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会」報告書
(平成17年3月)による(一部変更しています)

(1) 保育所・幼稚園の民営化等の推進

平成18年度現在、本市内には、保育所が12園（市立8園、私立4園）、幼稚園が8園（すべて市立）ありますが、19年度には、待機児童の解消や多様な保育・子育て支援ニーズへの対応、効率的な施設運営などをめざし、新たに民間保育所を誘致するとともに、市立旭保育所を廃園します。

保育所と幼稚園は、いずれも就学前の子どもへの健全な育成や子育て家庭への支援に重要な役割を果たしており、長時間保育や一時的な預かり、病後児保育や障害児の受け入れ等のきめ細かな対応、英語教育等の特色ある幼児教育、さらには園庭開放や育児相談等の子育て支援など、市民ニーズは多種多様です。こうしたニーズに対し、保育所と幼稚園が、また、公立と民間がそれぞれの特色や強みを活かし、補完しながら対応していくことが求められます。

また、平成18年10月に「就学前の子どもに対する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（認定こども園法）が施行され、「認定こども園」の制度が導入されました。幼児教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て家庭への支援を併せて行う施設が、都道府県知事の認定を受けて「認定こども園」となることができる制度で、保育所、幼稚園それぞれの利点を活かした新しい仕組みとして注目されています。

今後、保育所、幼稚園の民営化や再編などについては、単に施設運営の効率性を求めるのではなく、上記の観点を踏まえた対応を図ります。

No.	取組内容	スケジュール				
		~H18	H19	H20	H21	H22~
*1	民間保育所の誘致と市立旭保育所の廃園 旧戎幼稚園跡地に新たに民間保育所(定員120人)を誘致するとともに、市立旭保育所(定員60人)を廃園する。		実施			
2	保育所・幼稚園の民営化等のあり方の検討 保育所と幼稚園の民営化や再編、認定こども園の創設などについて方針を決定し、その対応を図る。		方針決定			

【この章に記載の行財政改革の取組内容に関する表について】

※1：スケジュール欄は、「実施」等の表記のある年度以降、色塗りを施した年度についてその状態が続くことを示します。

※2：No.に*を付している項目は、当該取組による影響見込額を52ページの「行財政改革の取組による影響見込額」に反映していないことを示します。（これらの項目は、①実施済みの取組で、影響額を前章の収支見通しにすでに反映している、②重複して掲載しており、影響見込額は他方で反映している、③公営企業会計等の取組で、普通会計の影響見込額に直接影響しない、などの理由によります。）

(2) 業務のアウトソーシングの推進

市が実施している業務のうち、民間に委託することでより効率的・効果的に実施できるものについて、業務委託を積極的に推進します。

これまで、小学校の給食調理業務や市営葬儀業務などの委託化を進めてきましたが、さらに本庁舎電話交換業務や公民館の管理運営業務などについて委託等を推進します。こうした取組により職員数の縮減を図ります。

指定管理者制度については、平成 18 年度から総合福祉センターにおいて導入しています。この制度は、市民サービスの向上と経費の節減を目的に導入されましたが、そうした効果が期待できるかどうかは、施設の種類や現状の管理体制、管理の受け手などを総合的に勘案し判断することが必要です。他の公の施設（地方公共団体が住民の福祉を増進するために設置する、住民が利用する施設のことで、体育館やプール、公民館、図書館、保育所などがこれに当たります。）についてもこうした観点から、随時、導入の検討を進めます。また、市場化テスト（官民競争入札等）については、国の動向等を踏まえ検討します。

◆ 指定管理者制度とは？

地方自治法の改正（平成 15 年 9 月施行）により導入された制度で、公の施設の管理委託を地方公共団体の出資法人や公共団体等に限定していた管理委託制度に代わり、地方公共団体が指定する指定管理者に管理を行わせる制度です。管理委託制度において認められていた団体だけでなく、民間企業やNPOなどの民間事業者にも管理させることが可能となりました。

◆ 市場化テスト（官民競争入札等）とは？

平成 18 年 7 月に施行された「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（公共サービス改革法）により導入された制度で、これまで行政が独占的に実施してきた「公共サービス」について、行政と民間が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者がそのサービスの提供を担っていく制度です。

No.	取組内容	スケジュール				
		~H18	H19	H20	H21	H22~
3	電話交換業務の委託化 本庁舎の電話交換業務を委託する。			検討 ・ 実施		
4	受付窓口業務に係る委託の集約化 本庁舎1階の受付窓口業務の委託を、現在配置しているフロアマネージャー（ボランティア）に集約する。		実施			
5	小学校の給食調理業務の委託化 給食メニューの多様化を図ることなどを目的に、小学校の給食調理業務の委託化を順次拡大する。	順次 拡大		全校 実施		
*6	公用バス運行業務の委託化 公用バスの運行業務を委託する。	実施				
*7	総合福祉センターへの指定管理者制度の導入 総合福祉センターの管理を指定管理者に移行する。 （指定管理者：泉大津市社会福祉協議会（平成18～22年度））	実施				
8	北公民館の地域住民による自主運営 北公民館の管理運営について、「クラブ連絡会」（地域住民を中心とした利用者団体で組織）と自主運営に係る協議を行い、対応を図る。		方針 決定し 対応			
9	総合体育館の管理運営体制の見直し 市が直接運営している総合体育館の管理運営体制の見直しを行う。		方針 決定し 対応			
10	図書館の管理運営体制の見直し 市が直接運営している図書館の管理運営体制の見直しを行う。		方針 決定	方針 踏まえ 対応		

(3) 市民との協働の推進

多様化・個別化する市民ニーズに柔軟に対応するため、自治会等の地区の組織やNPO、ボランティアなど地域で主体的に活動する個人・団体と行政とが協働し、地域社会全体で課題解決に向け取り組むとともに、そうした取組を通して、市民と行政との関わりや行政の役割の再構築を進めることが必要です。

本市では、平成16年2月に「泉大津市市民公益活動の促進に関する指針」を策定するとともに、市民公益活動（市民が自主的・主体的に社会貢献し、様々なニーズや課題解決に取り組む活動）の促進や市民と行政との協働の推進について検討を行ってきました。

今後、こうした経緯を踏まえ、市民の活動の自主性・主体性を尊重しつつ、間接的・側面的な支援を行うとともに、市民参画による「協働によるまちづくり」を推進し、効果的・効率的な行政運営をめざします。

No.	取組内容	スケジュール				
		~H18	H19	H20	H21	H22~
11	市民活動支援センター（仮称）の開設 自主的・自発的に社会貢献に取り組もうとする団体や市民に対し、情報提供や交流事業などを行うことにより、これらの者の活動を後方支援する組織を設置する。		設置	漸次機能拡充		
*12	市民公募型補助制度の創設 市政の重要課題に関して市民等から事業提案を募り、採択した提案事業に対し補助する公募型補助制度を創設する。事業の採択に当たっては、外部委員による選考を行う。			公募	事業実施	
*13	「泉大津がんばろう憲章（仮称）」の推進 活力あるまちを市民とともにつくる機運を醸成することなどを目的に「泉大津がんばろう憲章」を定めるとともに、憲章への賛同企業等から協賛金を募集し、協賛している旨の企業広告を市施設等に掲載するなど、憲章推進のための運動を展開する。			実施		
14	ゼロ予算事業の推進 ①市民や企業、団体、NPOなどの主体的な取組の支援（職員の企画立案への参画、取組内容の広報等）、②パートナーシップの推進（実行委員会形式での事業の実施、協定の締結等）、③職員自身による取組の実施（職員による講習会や地域活動の実施等）を推進するとともに、こうした活動を取りまとめ公表することにより、市民活動を促進する。	実施	漸次拡充・公表			
15	自治会等による災害時要援護者支援の仕組づくり 自治会や自主防災組織が高齢者などの災害時要援護者の名簿を作成し、市と情報共有することなどにより、円滑な避難誘導・救助に備える仕組を構築する。		試行実施	本格実施		

2 市民本位の施策の構築と事業の再点検

(1) 市政への市民意見の反映・アカウンタビリティの向上

市民が有する課題やニーズと行政が示す方針や施策の双方を、市民と行政が共有し、ともに考えることで初めて、市民と行政の意思が重なり合った市民本位の行政が実現します。一方的な「思い込み」が排除されるとともに、行政の無駄をなくすことにもつながります。

本市ではこれまで、「市長へのはがき」による意見募集や「ふれあい対話」（校区懇談会）の実施、まちづくり等に関するワークショップの開催など、様々な機会を捉えて市民との意見交換を行うとともに、広報紙やホームページ、各種冊子や計画など多様な媒体を活用し、本市の方針や施策について情報提供に努めてきました。

今後、市政への市民意見の反映と、透明性、アカウンタビリティ（説明責任）の向上のため、こうした活動を着実に実施するとともに、さらなる対策を講じます。

No.	取組内容	スケジュール				
		~H18	H19	H20	H21	H22~
*16	パブリックコメントの実施 平成18年4月から実施しているパブリックコメント手続について、実施要綱に基づき適切に運営する。	実施				
17	ホームページの充実 紙媒体で提供している情報を、原則としてすべてホームページに掲載するなど、コンテンツの充実を図る。また、ユニバーサルデザインに配慮し、すべての市民に分かりやすく親しみやすい表示に努める。	実施	漸次充実			
18	行財政運営に関する情報提供の充実 財政状況や行政改革の状況、主要事業等の予算の概要など、行財政運営に関する事項について、市の様々な広報媒体を活用し情報提供するとともに、報道機関への資料提供の充実を図る。	実施	漸次充実			

◆ パブリックコメントとは？

計画策定や条例制定の過程において、その案等を公表し、これに対し寄せられた市民の意見を考慮した計画や条例とするとともに、市民の意見に対する考え方等を公表することです。施策等に市民の意見を反映させる手法の一つとして、導入する市町村が増えています。

(2) 行政評価システムの充実

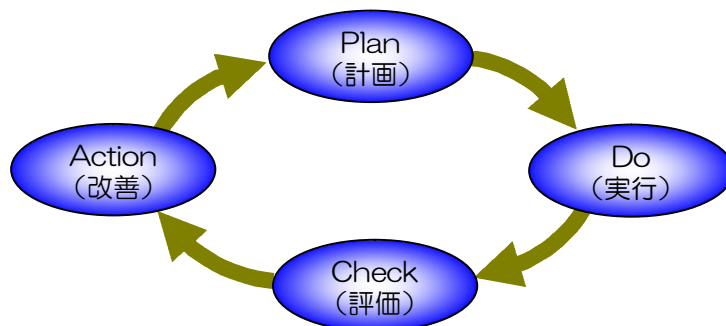
行政は、ともすると、事業を企画し、予算を確保し、それを実施するといった繰り返しの終始し、その事業の成果を検証することがおろそかになりがちです。

行政評価とは、施策や事業が「市民にとってどれだけ効果があったか」、「当初の目的をどれだけ達成したか」という視点で客観的に評価・検証するものです。行政評価の導入によりマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を確立し、評価結果を施策や事業の改善に活かしていくことで、効果的・効率的な行政運営を行うことができます。

また、こうした成果重視の行政運営は、職員の意識改革を促すとともに、評価結果を公表することにより、アカウンタビリティの向上にも役立ちます。

本市では、平成 17 年度に事務事業評価（行政評価の一種で、個々の事務や事業単位で評価するもの）を導入しましたが、今後継続的に実施するとともに、予算査定との関連を明確にします。また、より客観的な評価を実施するため、事務事業評価に第三者評価を導入します。

◆マネジメントサイクル◆



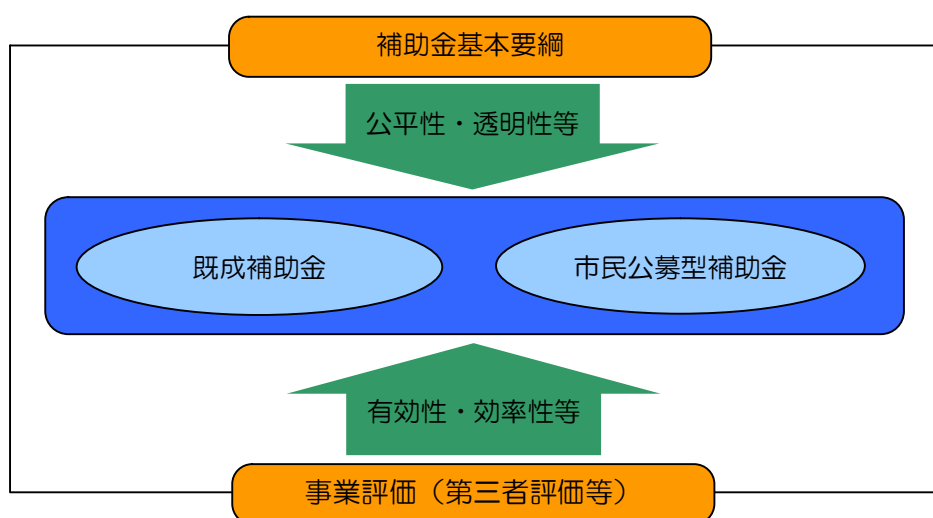
No.	取組内容	スケジュール				
		~H18	H19	H20	H21	H22~
19	事務事業評価の推進 平成 17 年度に導入した事務事業評価について、毎年度継続的に実施し公表するとともに、予算要求・査定と一体的に行うことにより、予算編成との関連を強化します。	評価実施	予算と一体的運用 試行実施	本格実施		
(*) 20	第三者評価の導入 以下の項目について、有識者や公募市民などによる第三者評価を実施し、その結果を踏まえ事業の見直しを行う。なお、評価結果やそれを受けた対応については公表する。 ①事業の必要性や民間での実施の可能性などについて（事業仕分け） ②補助金の有効性や効率性などについて（補助金チェック） ③その他、必要な項目について		①実施	②実施	2年間の実施踏まえ対応	

(3) 補助制度の再構築

補助金、助成金等には、長期にわたり同じ条件で継続して交付しているものが多くありますが、これまで、その効果や目的の達成状況などの検証、補助要件等の見直しが必ずしも十分ではありませんでした。

本市では、財政再建の一環として、補助金等の廃止や、補助額の一律削減などを行ってきましたが、今後、補助金の公平性・透明性を確保するなどの観点から、補助金交付の統一的な基準を定めるとともに、第三者評価などによりすべての補助金等を定期的に見直します。また、時代の要請に合致した真に必要な事業について積極的に支援するため、市民公募型の補助制度を創設します。こうした取組を推進し、補助制度の再構築を行います。

◆補助制度の再構築の枠組み◆



No.	取組内容	スケジュール				
		~H18	H19	H20	H21	H22~
21	補助金基本要綱の制定 補助金の公平性・透明性を確保し、効率的な執行を図る観点から、補助要件や補助率などの基本的な事項について、原則としてすべての市単独補助金に適用する要綱を制定する。			施行		
22	補助金に係る第三者評価の実施 補助金の効果や目的の達成状況などを検証し、事業内容等を見直すため、有識者や公募市民などによる第三者評価を実施し、その結果を踏まえ補助金の見直しを行う。なお、評価結果やそれを受けた対応については公表する。			実施		3年ごとに実施
12	市民公募型補助制度の創設（再掲） 市政の重要課題に関して市民等から事業提案を募り、採択した提案事業に対し補助する公募型補助制度を創設する。事業の採択に当たっては、外部委員による選考を行う。			公募	事業実施	
23	福祉タクシー・ふれあいバスの再構築 福祉タクシー助成事業の補助要件の見直しを行うとともに、ふれあいバス運行事業を含めた、高齢者、障害者等の市域内の移動に係る支援のあり方について検討する。		検討等	見直し実施		

3 市民ニーズに応じた施設の再編・整備等

(1) 施設の再編等

市民会館や図書館、勤労青少年ホーム、織編館など、本市には市民が利用する多くの施設がありますが、この中には、老朽化の著しい施設や利用者の少ない施設、さらには、設置当初の役割が薄れてきている施設もあります。

こうした施設については、現状の施設設備や機能を前提とした対策ではなく、市民ニーズを踏まえた上で、施設の機能はどうあるべきか、より効果的で効率的な施設配置のあり方はないかといった観点から、抜本的な見直しについて検討します。

No.	取組内容	スケジュール				
		~H18	H19	H20	H21	H22~
24	市民会館等のあり方の検討 市民会館や勤労青少年ホーム、織編館などの施設について、その機能や効果的・効率的な施設配置のあり方などを検討し、再編等の方針を決定する。		方針決定	方針に基づき対応		

(2) 施設整備の抑制と緊急性を踏まえた対応

本市の施設の中には、市営住宅や火葬場など老朽化の著しい施設が多くあります。また、学校施設など多くの施設において現行の耐震基準を満たしていません。

市民の安全性の確保や市民サービス向上の観点から、また、施設のライフサイクルコストの観点から、老朽化した施設の改築や維持補修、耐震改修などは計画的に実施することが必要ですが、これまで、財政再建最優先の行財政運営の中で多くの整備を見送ってきました。

今後、こうした施設整備については、財政状況を十分踏まえた上で、市民の安全・安心の確保などのため緊急性や必要性の高いものに限り、事業手法の工夫等による経費の節減を図りながら実施します。

No.	取組内容	スケジュール				
		~H18	H19	H20	H21	H22~
* 25	施設整備の重点化 施設の改築、改修等は、緊急性・必要性を精査し、実施する事業を絞るとともに、実施に当たっては事業費抑制のため、事業手法等の検討を行う。	実施				

◆計画期間内に着手予定の主な施設整備◆

施設整備名	緊急性・必要性
河原町市営住宅の建て替え整備	・建設後 50 年以上経過している木造住宅で、老朽化が著しい。 ・過去に降雨による浸水被害があった。また、津波の予想浸水範囲内にある。
火葬場の移転整備	・建設後 40 年近く経過しており、施設設備の老朽化が著しい。 ・火葬炉は耐用年数を超過しており、機能しなくなるおそれがある。
戎小学校屋内運動場の建て替え整備	・災害時の一時避難所に位置づけているが、建設後 40 年以上経過しており老朽化が著しく、また他校と比べ著しく狭隘である。
市庁舎の耐震改修	・市庁舎は防災の中核機能を有しているが、耐震基準を満たしておらず、市民の救援・救助活動等に支障をきたすおそれがある。

◎上記 4 事業に要する事業費（一般財源ベース）は、平成 19 年度から 23 年度までの 5 年間でおよそ 3 億円です。（16 ページで示したように、投資的経費の今後の推計額には一定の新規事業に見合う事業費を含んでいます。）

4 e - ネット市役所の推進

情報技術（IT）の進化は、市民生活や企業活動等に大きな変化をもたらしています。今後、本市においても、デジタルデバイド（パソコンやインターネットなどを使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる待遇や機会の格差）に配慮しつつ、その可能性を最大限に活かした「e - ネット市役所」を推進し、市民の利便性の向上と業務の省力化を図ります。

(1) ITの活用等による市民サービスの向上

No.	取組内容	スケジュール				
		~H18	H19	H20	H21	H22~
26	証明書発行の円滑化 住民票や印鑑証明書などの証明書発行の専用窓口を開設するとともに、土・日曜日や祝日にも業務を行う。また、他市と連携し、証明書の自動交付機の導入について検討する。		専用窓口開設	休日開庁		
27	申請書などの様式のホームページでの提供の充実 市に申請・届出等を行う様式の市ホームページ上での提供を充実させ、技術的に困難な様式を除き、平成21年度までにすべての様式を提供する。	一部実施	漸次拡充		可能な全様式を提供	
28	スポーツ施設の電子申請の導入 スポーツ施設（総合体育館、テニスコート、グラウンド等）の利用申込等をインターネットで行うことができるシステムを導入し、24時間申込可能なノンストップサービスを実現する。併せて、使用料の口座振替を導入し、利用者の利便性の向上を図る。		導入			
*29	小学校図書館ネットワークの構築 小学校図書館の蔵書検索・貸出業務の円滑化を図るため、蔵書情報に係る学校間のネットワークを構築する。	構築				

(2) 業務管理システム等の導入

No.	取組内容	スケジュール				
		~H18	H19	H20	H21	H22~
30	人事管理システムの導入 人事管理業務の省力化を図るため、給与や経歴、出勤状況など、人事管理に係る情報を一括管理するシステムを導入する。		導入			
*31	市税滞納整理支援システムの導入 市税の納付状況を的確に把握し、滞納整理の確実・迅速な対応等を図るため、滞納整理支援のための新たなシステムを導入する。		導入			
32	電子決裁の導入 決裁事務の効率化とペーパーレス化、文書管理の簡素化を図るため、一部の決裁に電子決裁を導入する。		試行 実施	実施		

5 自主財源の確保・充実

(1) 市税等の徴収対策の強化

市税や施設の使用料等は、様々な市民サービスを提供するための貴重な自主財源です。自主財源を確実に捕捉するとともに、負担の公平性を担保するため、滞納者への納付の督促等の働きかけを着実にを行うとともに、納付機会の拡充を図ります。

とりわけ、基幹財源である市税については、これまで、戸別訪問の強化や滞納処分の計画的な執行などの徴収対策に努めてきた結果、平成 17 年度の徴収率は 93.65%と、大阪市を除く府内 32 市中 8 番目に高くなっています。今後、こうした対策を継続するとともに、滞納整理支援のためのシステムの導入やコンビニエンスストアでの納付の導入などにより、徴収率の向上をめざします。

No.	取組内容	スケジュール				
		~H18	H19	H20	H21	H22~
31	市税滞納整理支援システムの導入（再掲） 市税の納付状況を的確に把握し、滞納整理の確実・迅速な対応等を図るため、滞納整理支援のための新たなシステムを導入する。		導入			
33	軽自動車税のコンビニエンスストアでの納付の導入 納付機会の拡充を図るため、軽自動車税のコンビニエンスストアでの納付を可能とする。		導入			
34	保育所保育料の徴収対策の強化 保育所保育料の徴収率（17年度：97.27%）の向上をめざし、滞納者への納付の督促等の働きかけを強化する。		徴収率 の前年 度比 アップ			

(2) 受益と負担の適正化

市の施設を利用したりサービスの提供を受ける市民にとって、使用料・手数料等の費用負担は少ない方が望ましいところですが、サービスの内容が同一であれば、これら受益者の負担を少なくした分は税で補わなければなりません。使用料・手数料等については、専ら税を財源に行う他の様々なサービスとのバランスに配慮する必要があります。

本市では、こうした観点を踏まえ、サービスの効率的な執行に努めるとともに、法令等の改正や経済情勢等の変化などを勘案し、使用料・手数料等の見直しを行います。

No.	取組内容	スケジュール				
		~H18	H19	H20	H21	H22~
35	幼稚園の保育料等の見直し 幼稚園の保育料等について、5年ごとに見直しの検討を行うこととしており、平成20年度に見直しを行う。			実施		
36	保育所の保育料の見直し時期のルール化 保育所の保育料について、平成20年度を始期として、5年ごとに見直しの検討を行うことをルール化する。			実施		
37	ごみ収集の有料化 一般家庭ごみや事業系ごみを含むすべてのごみ収集の平成21年度の有料化に向け、和泉市及び高石市(泉北環境整備施設組合の構成市)と調整を図る。		調整			
38	総合体育館の駐車場の有料化 総合体育館の駐車場について、利用目的以外の駐車場の抑止などにより、利用者の利便性の向上を図るため、有料化する。		実施			
* 39	市役所の駐車場の有料化 市役所の駐車場について、目的外の駐車場の抑止などにより、車両による来庁者の利便性の向上を図るため、有料化する。(なお、申請手続きや相談等の目的で来庁した者に対しては無料券を交付する。)	実施				

(3) 企業誘致の推進

本市域内に企業の立地を促進することは、産業の振興と雇用機会の拡大を図る上で重要な課題です。特に、臨海地域は、フェニックス泉大津沖埋立処分場跡地が完成すると市域の約40%を占める広大な地域となることから、この地域への企業誘致が欠かせません。

そのため、この地域に進出する企業等に対する奨励金制度を設け、企業誘致を推進してきたところであり、すでに10社（13件）がこの制度を活用し進出を果たしています。また、今後、フェニックス地区が順次、部分竣工しますが、この地区を都市開発の重要な戦略的地域と位置づけており、平成17年度には奨励金制度を拡充するなど、対策の強化を図っています。

今後、引き続き、産業振興と就業支援の一層の充実を図るため、臨海地域への企業誘致を積極的に推進し、企業立地による税収の涵養を図ります。

No.	取組内容	スケジュール				
		~H18	H19	H20	H21	H22~
* 40	臨海地域への企業誘致の推進 産業の振興と雇用機会の拡大を図るため、企業誘致奨励金の活用を促進するなど、臨海部への企業誘致を推進する。	実施				

(4) その他の自主財源確保の取組

これまで、自主財源の確保のため、未利用市有地の売却や広報紙、ホームページへの企業広告の掲載などの取組を進めてきました。

今後、こうした取組の推進に加え、企業広告掲載の拡充により一層の歳入確保を図ります。

No.	取組内容	スケジュール				
		~H18	H19	H20	H21	H22~
13	「泉大津がんばろう憲章（仮称）」の推進（再掲） 活力あるまちを市民とともにつくる機運を醸成することなどを目的に「泉大津がんばろう憲章」を定めるとともに、憲章への賛同企業等から協賛金を募集し、協賛している旨の企業広告を市施設等に掲載するなど、憲章推進のための運動を展開する。			実施		
41	広報紙への企業広告掲載の拡充 広報紙やホームページ、封筒等への広告の掲載に関する共通の掲載基準等を定めた要綱を策定するとともに、平成17年度から実施している広報紙への企業広告掲載の拡充を図る。	拡充				
42	ホームページへの企業広告掲載の拡充 平成17年度から実施しているホームページへの企業広告の掲載について、その拡充を図る。	拡充				
43	封筒への企業広告の掲載 一定量以上作成する封筒への企業広告の掲載を実施する。		実施			
44	未利用市有地の売却 未利用市有地の売却を引き続き推進する。	実施				

6 組織・職員の総合力の発揮

職員数が減少している中であって、最適な行政サービスを効率的に提供していくためには、市役所全体の「生産性」を高めなければなりません。人件費のさらなる削減を図る一方、様々な行政課題に機動的に対応できるよう、組織の一層の効率化と活性化を図るとともに、職員一人ひとりの資質とモラルの向上を図ります。

(1) 人件費のさらなる削減

第2章で示したように、職員数を平成18年度までの6年間で130人縮減させるとともに、市独自の給与削減を実施することなどにより、人件費の大幅な削減を行ってきました。

今後、こうした取組を基本的に継続するとともに、さらなる人件費削減の取組を進めます。

No.	取組内容	スケジュール				
		~H18	H19	H20	H21	H22~
45	職員数の縮減 アウトソーシング、IT化等による業務の効率化や 嘱託職員の活用などにより、職員数の一層の縮減を 図る。	実施				
(*) 46	市独自の給与削減措置（継続・延長） 昇給の12月延伸、特殊勤務手当の一部廃止等、退 職手当に係る特別昇給の廃止、管理職手当の削減、 市長等特別職の給与の削減 など	実施				
* 47	人事院勧告に基づく給与削減措置（継続） 給料の削減（平成18年度～：4.98%減など）と 給料体系の見直し、調整手当（給料等の10%）の 廃止と地域手当（同6%）の新設 など	実施				
48	住宅手当の見直し 社会情勢の変化等を踏まえ、住宅手当の支給要件等 の見直しを行う。		実施			
49	勧奨退職制度実施の凍結 安定した職員構成の維持等の観点から、当分の間、 勧奨退職制度の実施を凍結する。				凍結	
* 50	時間外勤務手当の縮減 効率的な業務執行に努めるとともに、ノー残業デー の徹底や振替代休制度の推進、課内応援の充実など により、時間外勤務手当の縮減を図る。	実施				

(2) 組織の効率化と機能強化

本市では、行政課題に効率的に対応するとともに職員相互の協力を容易にすることなどを目的に、平成17年度に大幅な機構改革を実施し、課や係の再編を行いました。

今後、さらなる組織の効率化と機能強化を図るため、職員配置の適正化や組織の再編、各部署の総務機能の強化、嘱託職員の弾力的な活用などを図ります。

No.	取組内容	スケジュール				
		~H18	H19	H20	H21	H22~
*51	職員配置の適正化 業務のアウトソーシング、IT化等による業務量の変動や嘱託職員の活用などに応じ、職員配置の適正化を図る。	実施				
52	組織の再編 より効率的な業務執行体制とするとともに、重要課題への対応強化を図ることなどを目的に、組織の再編を行う。		実施			
53	各部署総務機能の強化 部署運営の円滑化を図るため、人事、予算、重要案件の部署間調整などの総務・企画に関する調整担当者を明確化するとともに、担当者会議を設置する。		実施			
54	部署運営方針の明確化 市政の一体的な運営を図ることなどを目的に、市政運営方針等に基づき、部署ごとの1年間の施策目標・組織運営目標を明確に打ち出すとともに、これを市民に公表する。		実施			
55	入札・契約業務の一元化 工事請負、物品購入に加え、委託、リース等に係る入札・契約業務を一部署に集約し、業務の効率化を図る。		実施			
56	危機管理担当者の設置 自然災害や感染症等による健康被害、市施設における事件・事故など、様々な危機事象に総合的かつ迅速に対応するため、部署間の連絡調整、部内の取りまとめ、各種危機管理施策の推進に係る担当者を部署ごとに設置する。		実施			
57	嘱託職員の弾力的な活用 嘱託職員について、適性や能力、勤労意欲等を踏まえた人事異動を行うとともに、部内応援の推進などにより、弾力的な活用を図る。		実施			
58	民間人材の登用 情報技術や建築などの分野に専門知識を有する民間人を登用する。		実施			
59	消防の広域化の検討等 効果的な部隊運営や効率的な消防車両の配備が図られるなど、消防力の強化と運営の効率化が期待される消防の広域化（一部事務組合、広域連合、事務委託）について検討等を行う。	検討等				

(3) 職員の資質とモラルの向上

これからの地方分権の時代においては、創意工夫によって改革を担える人材の育成・活用がこれまで以上に求められます。職員一人ひとりの適性を最大限に活かすとともに、行政のプロとして自ら考え、行動することができるよう、資質とモラルの一層の向上をめざします。

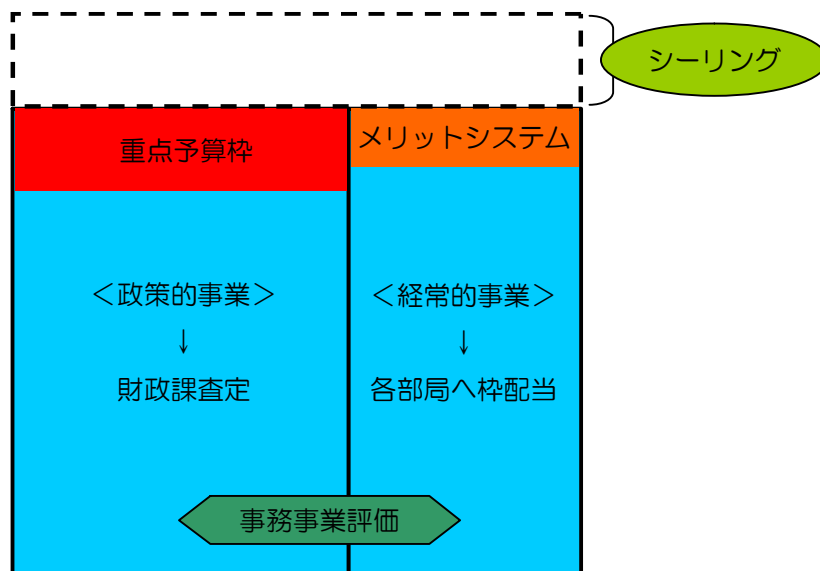
No.	取組内容	スケジュール				
		~H18	H19	H20	H21	H22~
60	昇任試験の実施 職員の能力、資質、意欲等を適正に評価するとともに、組織の活性化を図るため、課長級及び係長級への昇任試験を実施する。	実施				
61	異動希望制度の実施 適材適所の人事配置を行うとともに、職員のモラルの向上を図るため、職員の希望を人事異動に反映させる異動希望制度を実施する。	実施				
62	人事評価を反映した給与制度の構築 職員の意欲の向上を図るため、能力、業績等を適切に評価し、給与に反映させるシステムの構築をめざす。			構築		
63	職員研修の充実 職員の資質や能力の向上を図るため、平成18年度に策定の人材育成基本方針に基づき、政策立案研修、リスクマネジメント研修、人事管理研修などの各種研修を計画的・体系的に実施する。	充実				

7 財政運営システムの改革

市民からいただいた貴重な財源をどのように使うか、そこには経営戦略が必要です。限られた財源の中で、これまでの事業を漫然と続けることや、「あれもこれも」実施することは不可能です。使える財源の総枠をしっかり見定めた上で、身の丈に合わせた「あれかこれか」の施策選択を行うとともに、時代のニーズを敏感に感じ取り、必要な分野に重点的に投資するなど、メリハリのきいた財政運営を行うことが必要です。

厳しい財政状況のもとで硬直化しがちな事業内容を精査し、優先度を踏まえた施策展開ができるよう、予算編成の仕組みを改革します。

◆予算編成の枠組み（イメージ）◆



※経常的事业の各部局への枠配当及びメリットシステムは平成20年度から導入

No.	取組内容	スケジュール				
		~H18	H19	H20	H21	H22~
* 64	予算要求・査定の事務事業評価との一体的実施 事務事業評価（平成 17 年度から実施）を踏まえた成果重視の予算要求及び査定とするため、予算要求及び査定を事務事業評価（1 次評価及び 2 次評価）と一体的に行う。		試行 実施	本格 実施		
65	シーリングの設定 次年度の歳入見込総額を踏まえ、必要に応じ、各部署の予算要求額にシーリングを設定する。（法令の規定等により義務的に必要となる経費等を除く。）	実施				
66	重点予算枠の設定 新たな施策展開を図る事業等に要する予算を確保するため、予算編成に当たり、当該事業のための重点予算枠を設定する。	実施				
67	経常的事業費の各部署への枠配当 各部署が事業の必要性や効果を勘案し主体的に予算を充当できるよう、経常的な事業に要する経費について各部署へ枠配当する。			実施		
68	メリットシステムの導入 経費節減のインセンティブを働かせるため、事務事業の工夫等により予算の節減を図った場合に、その部署の次年度以降の予算に節減額の一定割合を上乗せする。			実施		
69	ミニ公募債の発行 資金調達が多様化と市民の行政への参画意識の高揚を図るため、ミニ公募債の発行について検討する。	検討等				
70	他会計への繰出基準の見直し 一般会計と特別会計・公営企業会計との間の繰出し・繰入れ基準の見直しを行う。	実施				

8 公営企業会計等に関する主な取組

公営企業会計等については、個々の会計において定める計画や方針などに基づき経営安定化等に取り組みますが、その主要な項目は次のとおりです。（なお、給与の削減や職員数の縮減など、普通会計と共通の取組については省略しています。）

こうした取組を推進することにより、普通会計を含めた本市財政の健全化を図ります。

No.	取組内容	スケジュール				
		~H18	H19	H20	H21	H22~
*71	レセプト点検業務の強化 <国民健康保険事業特別会計> レセプト点検業務の強化を図り、医療費の適正な執行を確保するため、専門的知識を有する嘱託職員を増員する。	実施				
*72	国民健康保険料の特別徴収の実施 <国民健康保険事業特別会計> 65歳以上の公的年金受給者に係る国民健康保険料の徴収について、同年金からの特別徴収（天引き）を実施する。			実施		
*73	脳ドック助成事業の創設 <国民健康保険事業特別会計> 脳疾患の早期発見・早期治療を促進するため、脳ドックの受診に係る助成事業を創設する。		実施			
*74	地域包括支援センター業務の委託 <介護保険事業特別会計> 地域包括支援センター業務を泉大津市社会福祉協議会に委託する。	実施				
*75	市立駐車場の利用促進 <駐車場事業特別会計> 泉大津駅東側駅前広場地下駐車場の利用について、定期券制度の導入や料金改定（平成17年度）を実施しており、引き続き利用促進を図る。	実施				
*76	「あすと松之浜」再開発ビルの利用促進 <市街地再開発事業特別会計> 「あすと松之浜」再開発ビルの空き業務床や駐車場の利用促進を図る。	実施				
*77	下水処理場運転管理業務の委託の拡充 <下水道事業特別会計> 下水処理場の休日及び夜間の運転管理業務を委託し、その後、委託の範囲を拡大する。	実施				
*78	下水道使用料の改定 <下水道事業特別会計> 下水道使用料の改定について検討する。	検討等				

No.	取組内容	スケジュール				
		~H18	H19	H20	H21	H22~
*79	水道検針業務及び水道施設運転管理業務の委託の拡大 <水道事業会計> 水道検針業務を平成18年度に全面委託するとともに、水道施設の運転管理業務の委託を拡大する。	実施				
*80	水道料金の口座振替・直接納付の導入 <水道事業会計> 水道料金集金業務の委託の一部を口座振替・直接納付方式に変更する。	実施				
*81	水道料金の負担の適正化 <水道事業会計> 水道料金の負担の適正化について検討する。	検討等				
82	市立病院の経営健全化のための各種取組 <市立病院事業会計> 「市立病院第2次経営健全化計画」(計画期間：平成18~22年度)に基づき、収益の向上や費用の抑制、サービス向上に係る各種取組を行い、収支の均衡と不良債務の解消を図る。	実施				
83	泉北環境整備施設組合の事務・事業の見直し <泉北環境整備施設組合> 泉北環境整備施設組合(ごみ処理等を共同で行う一部事務組合で、泉大津市、和泉市、高石市の3市で構成)に対し、事務・事業の見直しによる経費の節減等について要請する。	実施				

9 地方の主体性を阻害する制度等への対応

地方が変える「地方分権改革」

地域の実情に合った効果的で効率的な施策展開を図るためには、住民に身近な市町村が主体的に対応できるよう、国が持つ権限と財源を地方へ移譲することが欠かせません。

平成 7 年に旧地方分権推進法が施行され、その後、機関委任事務制度が廃止されるなど、法制度上は、国と地方は「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係へと変わりました。しかし、平成 14 年度に始まった「三位一体改革」では、国から地方への 3 兆円の税源移譲が実現したものの、多くの国庫補助負担金の廃止が見送られ、国の関与を残したまま補助負担率を引き下げる手法が用いられるなど、地方の自由度の拡充は不十分な結果となりました。

地方分権改革はまだ始まったばかりと言えます。「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(骨太の方針 2006)では、地方分権に向けた関係法令の一括した見直しが示され、また、平成 18 年 12 月には地方分権改革推進法が成立しました。第二期改革への第一歩を踏み出したところであり、今後その具体化に向け、地方が主体的に関わっていく必要があります。

市民サービスの向上と地方公共団体の健全な行財政運営の実現を図るため、改革の流れを止めることなく強かに推進する力となるよう、地方自らが情報発信や提言などの活動を展開することが必要です。

◆ 三位一体改革とは？

地方公共団体の行財政の自由度を高め、地域の実情に応じた施策展開を容易にするため、①国から地方へ交付される補助負担金の縮減、②国から地方への税源移譲、③地方交付税改革を一体で行うもので、平成 17 年度までに一応の決着が図られたところです。しかし、本文で示したように、国の補助負担率の引き下げによる地方への単なる負担転嫁が行われるなど、地方分権の趣旨に合致しないものが多く含まれています。また、税源移譲はなお少額であることなどから、今後一層の改革が必要です。

No.	取組内容	スケジュール				
		~H18	H19	H20	H21	H22~
84	地方分権に関する情報発信 地方分権の意義や改革の動向などについて、広報媒体等により情報発信する。	実施				
85	国等への提言・要望に係る他機関との連携 地方分権の推進に関して、大阪府市長会や大阪府など関係機関と連携し、これらの機関を通じて、国等への提言・要望活動に取り組む。	実施				

10 さらなる取組後の収支見通し

◆ さらなる行財政改革による影響見込額は約 21 億円

上記の行財政改革の取組による影響見込額(一般財源ベース)は、下表のとおりとなります。

平成 19 年度から 21 年度までの 3 年間で約 10 億円、23 年度までの 5 年間で約 21 億円の影響(効果)が見込まれます。

なお、例えば、業務のアウトソーシングを実施しても、職員の縮減を直ちに行うことはできず、将来的な効果に止まる場合があるなど、取組の中には、平成 23 年度までの効果は少ないものの、それ以降に大きな効果が発生するものもあります。また、現時点で影響額を予測することが困難な取組もあり、こうした取組の影響額は下表に含んでいません。

◆さらなる行財政改革の取組による影響見込額(概数)◆

※影響見込額は様々な仮定条件の下に推計したもので、おおよその目安を示したものです。実際の取組の影響額と一致するものではありません。

※取組項目中、「市民ニーズに応じた施設の再編・整備等」、「財政運営システムの改革」、「地方の主体性を阻害する制度等への対応」については、現時点で影響見込額を予測することが可能な取組はありません。

(一般財源ベース/単位:百万円)

取組項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
官・民の協力・協働による市民サービスの提供	2 (8)	4 (32)	4 (32)	4 (32)	▲ 3 (10)
市民本位の施策の構築と事業の再点検	1	90	96	96	96
e-ネット市役所の推進	▲ 20 (0)	3 (19)	3 (19)	3 (19)	3 (19)
自主財源の確保・充実	5	19	69	70	70
組織・職員の総合力の発揮	54	113	496	521	225
公営企業会計等に関する主な取組	50	50	50	50	50
単年度合計	84	228	667	693	412
平成 19 年度からの累計	B 84	312	979	1,672	2,084

※1:影響見込額は、平成 19 年度から当該年度までの取組による歳出の減少額又は歳入の増加額を示します。

※2:影響見込額を 2 種類表示している項目中、上段は、業務の見直し(アウトソーシング、IT化等)による影響見込総額(人件費の削減に伴う影響見込額を含む)を、下段の()内はこの内、人件費の削減に伴う影響見込額を示します。

※3:※2の人件費の削減に伴う影響見込額は、「組織・職員の総合力の発揮」に重複して計上しています。そのため、取組項目別の影響見込額の合計と合計欄記載の額は一致しません。

❖ 行財政改革や適切な財政運営の実施により、実質収支の黒字を確保

第3章で示した「これまでの取組を基にした収支見通し」に上記の影響見込額などを加えた改革取組後の収支見通しは、下表のとおりとなります。

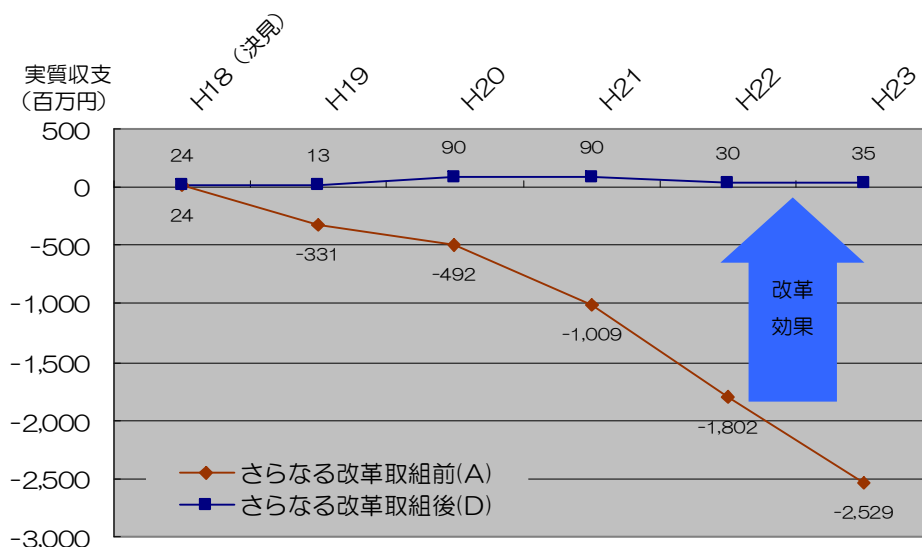
前ページで示したように、現時点では影響額の予測が困難な取組もあり、こうした取組を実施することによる効果が発生することに加え、毎年度の予算査定において経費の節減を図るなど、歳出削減や歳入確保の取組を着実に実施するとともに、必要に応じ特定目的基金からの繰入れ運用による臨時的財源対策を講じることにより、平成23年度までの各年度において実質収支の黒字を確保します。

◆行財政改革取組後の実質収支見通し（概数）◆

（単位：百万円）

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
これまでの取組を基にした実質収支見通し （16ページ参照） A	▲ 331	▲ 492	▲1,009	▲1,802	▲2,529
さらなる行財政改革による影響見込額 （52ページ参照） B	84	312	979	1,672	2,084
影響額の予測が困難な取組の効果、 予算査定による経費節減 など C	260	270	120	160	480
改革取組後の実質収支見通し D=A-(B+C)	13	90	90	30	35

※影響（効果）見込額（B、C）は、平成19年度からの累計額です。（C欄は、基金の繰入れ運用に係る増減を含みます。）



なお、収支見通しは、国の制度変更や市税収入の動向など、行財政改革の取組以外の要因によっても変動しますが、そうした変動にも対応し、第4章で示した目標を達成できるよう、機動的な対応を図ります。

◆ 特定目的基金とは？

条例の規定に基づき、特定の目的のために資金を積み立て又は資金を運用するもので、運用益等はその目的のために使用しなければなりません。本市にはこうした基金として、福祉基金や深喜人材育成基金などがあり、基金残高は平成 17 年度末現在で約 10 億 800 万円です。

特定目的基金は、条例に定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れて運用することができます。

第6章 プランの推進に向けて

1 市の推進体制

◆ 総合的・計画的な推進に向けた部局間の緊密な連携

行財政改革の取組については、それぞれの部局において、前章で示した内容、スケジュール等を踏まえた推進を図るとともに、部局長等で構成する「泉大津市行政改革推進本部」（本部長：市長）などにおいて、関係部局間の連携を緊密に行い、調整を図りながら総合的・計画的に推進します。

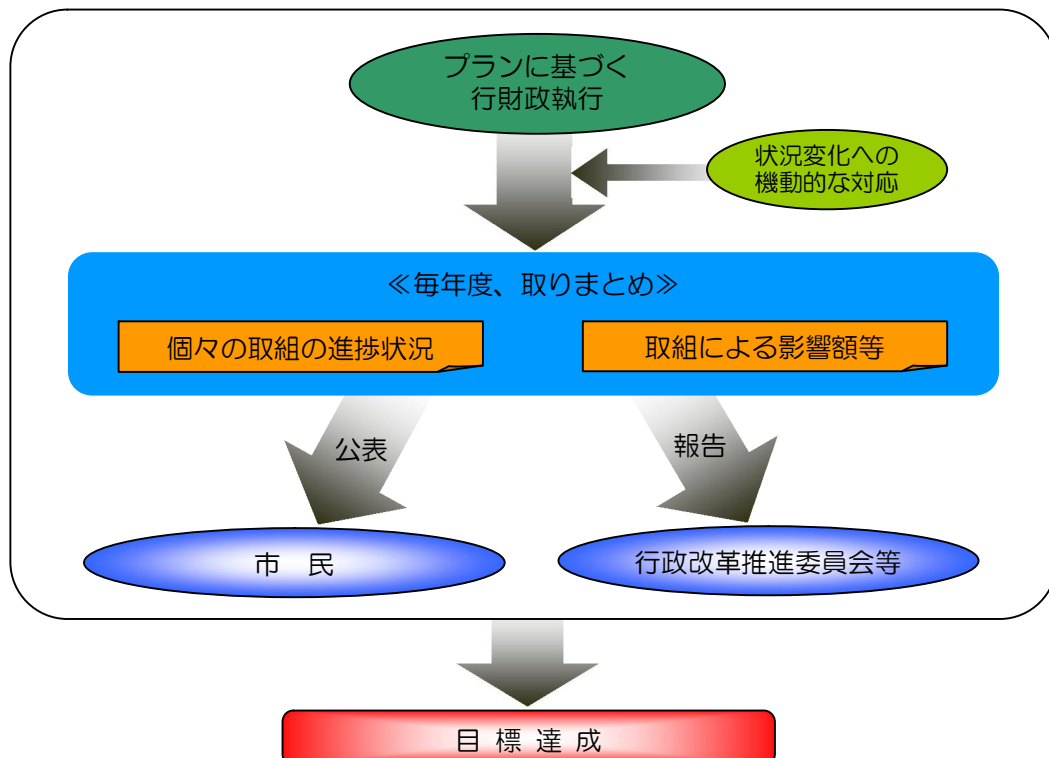
2 プランの進行管理

◆ 進捗状況等の公表と意見の聴取

前章で示した個々の取組の進捗状況及び取組による影響額等を毎年度取りまとめ、公表します。

また、「泉大津市行政改革推進委員会」等に進捗状況等を報告するとともに、その意見を踏まえながら、状況変化に機動的に対応するなど適切な進行管理を行い、目標の達成に努めます。

◆適切な進行管理◆



むすび

❖ 「未来」志向の改革に向けて

安全・安心で活力のあるまちで、いきいきと喜びをもって暮らす。それはすべての市民の願いです。行財政改革というと、事業の廃止やサービスの縮小といった取組が採り上げられることが多く、こうした市民の願いと相反するものと捉えられがちです。もちろん、行財政改革では、そうしたマイナスの取組を避けて通れないのも事実です。

しかし、私たちは、この改革が単なる「縮み」志向の改革で終わってはならないと考えます。現在の、そして将来の多数の市民の願いを少しでも多く叶え、明るい未来を描き出す、その基盤づくりのためにこそ行財政改革はあると考えるからです。

「未来」志向の改革を実現するため、改革の先にある希望をしっかりと見据え、市民の視点に立って全力で取り組んでいきます。

(参考) プランの策定に当たって

1 パブリックコメントの実施状況

- 募集期間：平成 18 年 11 月 1 日（水）～平成 18 年 11 月 30 日（木）
- 募集方法：任意の様式により、郵送、持参、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出
- 提出人数：4 人
- 意見件数：76 件

項目	件数
総論	15 件
これまでの取組の実績	8 件
今後の財政見通し	5 件
今後の具体的な取組	48 件
官・民の協力・協働による市民サービスの提供	7 件
市民本位の施策の構築と事業の再点検	5 件
市民ニーズに応じた施設の再編・整備等	5 件
e - ネット市役所の推進	3 件
自主財源の確保・充実	13 件
組織・職員の総合力の発揮	8 件
その他の取組等	7 件
合計	76 件

2 泉大津市行政改革推進委員会の開催状況

- 開催日：平成 18 年 11 月 16 日（木）
- 出席委員数：18 人（委員総数 19 人）
- 議題：いずみおおつ再生・未来プラン（案）について ほか

≪ 泉大津市行政改革推進委員会設置要綱（抜粋） ≫

（目的）

第 1 条 社会経済情勢の変化と行政需要の多様化に対応し、住民福祉の向上と行政サービスの向上を目的とし、泉大津市行政改革大綱に基づいた実施計画の策定に当たり、市民の代表等から行政改革の推進について必要な助言・意見を求めるため、泉大津市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第 2 条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、各界各層の市民及び市政に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第 3 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げないものとする。